

朝倉市復興実施計画

令和3年3月

朝 倉 市

はじめに

第1章 復興実施計画の基本的な考え方.....	1
(1)復興実施計画の目的.....	2
(2)計画期間.....	2
(3)復興実施計画の構成.....	3
(4)第2次朝倉市総合計画との整合.....	4
第2章 事業内容.....	6
(1)朝倉市の概要.....	7
(2)平成29年7月九州北部豪雨.....	8
(3)復興実施計画の策定.....	17
1) 課題の整理.....	18
2) 復興事業の検討.....	24
3) 復興に向けた具体施策.....	28
1. 安心して暮らせる住環境の整備（宅地高上げ）.....	28
2. 安心して暮らせる住環境の整備（生活再建支援金）.....	34
3. 安心して暮らせる住環境の整備（住宅施策）.....	35
4. 安心して暮らせる住環境の整備（地域支え合いセンター）.....	38
5. コミュニティの維持・再生（被災者交流補助金・過疎化対策）.....	39
6. コミュニティの維持・再生（地域資源等の保全・再生）.....	40
7. 地域防災力の向上（小学校跡地活用）.....	43
8. 地域防災力の向上（伝承広場）.....	47
9. 産業基盤の早期復旧・産業経済の振興.....	48
第3章 地区別事業内容.....	53
(1)地区区分.....	54
(2)地区別計画.....	55
1) 松末地区.....	55
2) 杷木地区.....	66
3) 久喜宮地区.....	76
4) 志波地区.....	88
5) 朝倉地区.....	97
6) 高木地区.....	105
7) 三奈木地区.....	115
8) 蜷城地区.....	122
9) 甘木地域（高木・三奈木・蜷城以外）.....	129

第4章 復興実施計画の推進.....	136
(1)復興実施計画の推進体制.....	137
1) 庁内における体制構築.....	137
2) 市民との協働、積極的な情報共有.....	137
3) 国や県、他市町村との連携・協力.....	137
(2)復興実施計画の推進管理.....	138
参考資料.....	139
(1)まちづくり協議会 開催概要.....	140
(2)復興推進委員会.....	141
(3)復旧事業箇所全体図.....	142
(4)復旧事業箇所一覧表.....	143

はじめに

未曾有の被害をもたらしました平成 29 年 7 月九州北部豪雨から、まもなく 3 年 8 か月を迎えようとしています。本市では、「ふるさと朝倉を取り戻す」の強い理念のもとに災害からの復旧・復興に取り組んでおります。

平成 30 年 3 月に作成した「朝倉市復興計画」において、令和 2 年度は、「復旧期」から「再生期」に移行する段階、ひいては地域の活力を回復し、地域の価値を高める段階に入ったところ です。

今回、新たに「朝倉市復興計画」に基づき、復興に向けた各地域が抱える課題を整理し、被災地域の課題の解決、復興に向けた事業などを具体化するための「復興実施計画」を策定しました。

復興実施計画の策定にあたっては、特に被害が大きい 8 地区で開催した“まちづくり協議会”等を通じて市民の皆さまとの議論を重ね、数多くの貴重なご意見をいただきました。

コロナ禍の影響もあり、十分な議論に至らなかった点もあるかとは存じますが、計画づくりに関わっていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

現在、河川・砂防・治山等の復旧は国・県・関係機関の力強い協力のもとに、確実に目に見える形で事業が進んでいる段階に来ています。そして、被災地域の皆さまのご理解とご協力があって、着実に進んでいます。改良復旧となる河川については、用地協議と並行して河川工事が本格化しており、復旧の加速化に大いに寄与しています。生活再建支援については、9 割を超す被災者の再建が進んでまいりましたが、今後も最後の一人までしっかりと寄り添って、着実に再建していただくように進めてまいります。

また、市報や市ホームページ等を通じて、復旧・復興の現状と今後の方針について、朝倉市内外に情報発信をしっかりと行っていきます。

今後とも、この復興実施計画に沿って、市民と一丸となり、復旧・復興に取り組んでまいります。

令和 3 年 3 月 朝倉市

第1章 復興実施計画の基本的な考え方

- (1) 復興実施計画の目的
- (2) 計画期間
- (3) 復興実施計画の構成
- (4) 第2次朝倉市総合計画との整合

(1) 復興実施計画の目的

平成29年7月に発生した未曾有の大災害から1日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい朝倉を取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、行政と市民等が話し合いを通じて課題を共有し、それぞれの強みを生かす役割分担のもと、一丸となって復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

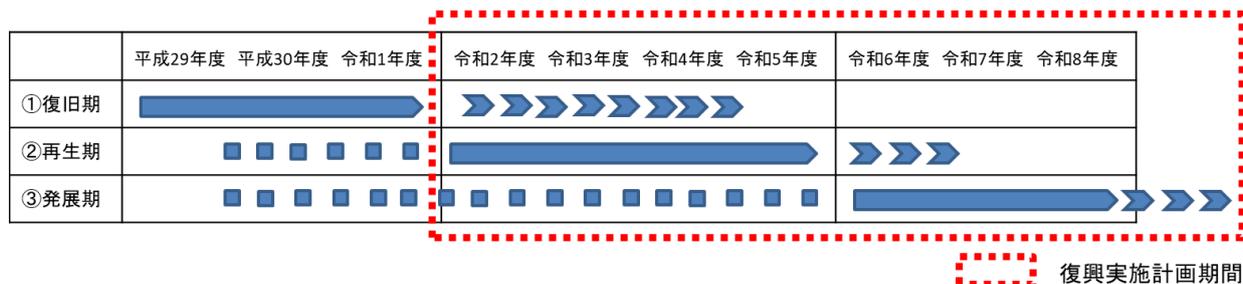
朝倉市では、平成30年3月に「朝倉市復興計画」(以下「復興計画」という)を策定し、復興の理念を定めるとともに、取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的にまとめ、復興の指針を示しました。今回はその復興計画を確実に進めるため、「朝倉市復興実施計画」(以下「復興実施計画」という)を策定し、朝倉市が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すこととします。

(2) 計画期間

復興計画では、その計画期間を3期に分け、「①復旧期」「②再生期」「③発展期」とし、概ね10年間を設定しました。

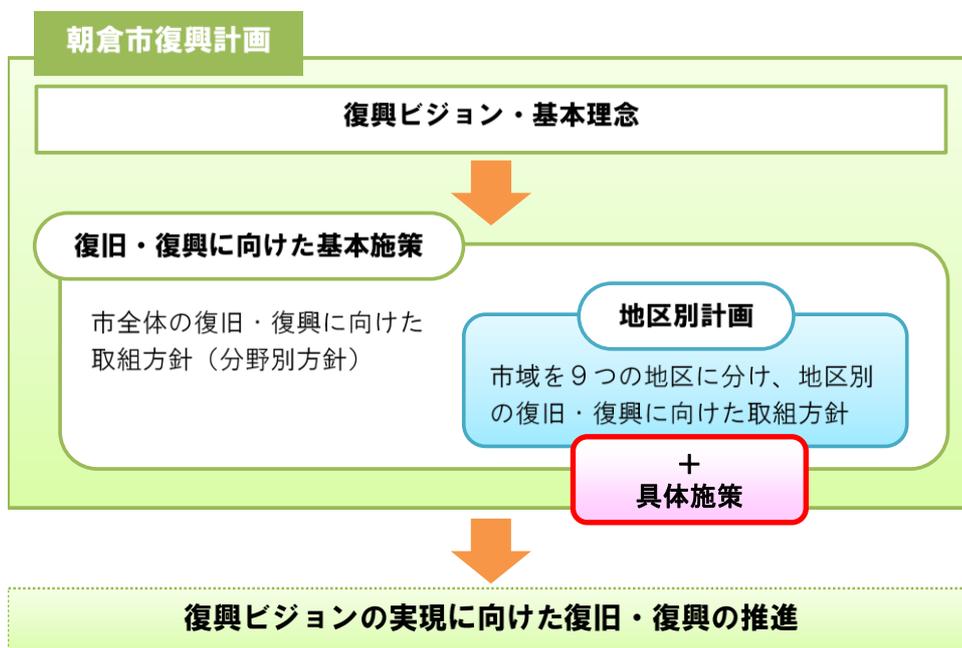
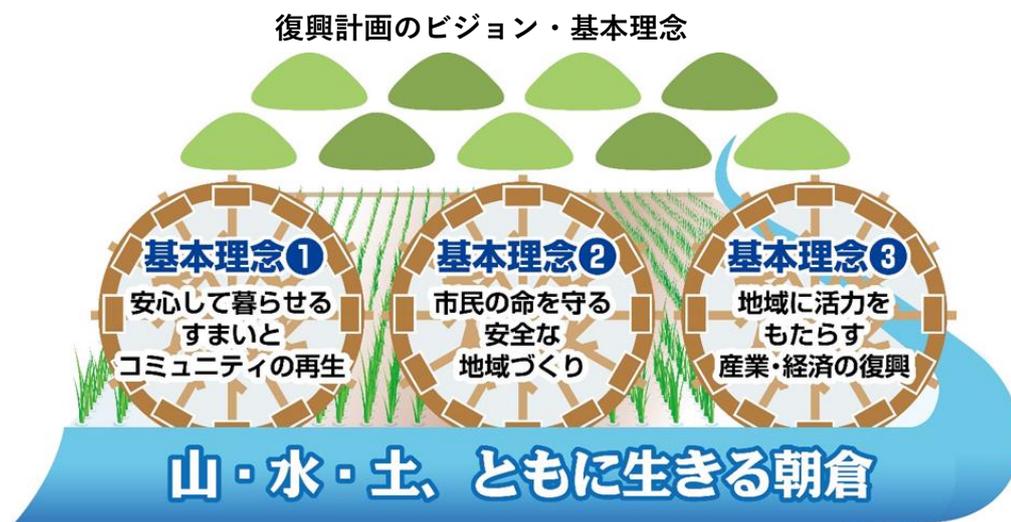
- ① 復旧期：平成29年度から概ね令和元年度まで
生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。
 - ② 再生期：概ね令和2年度から令和5年度まで
復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの復旧を進めるとともに、被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。
 - ③ 発展期：概ね令和6年度から令和8年度まで
発災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。
- 復興実施計画では計画期間を、②及び③において「復旧期が終了し、これからまちづくりを再生・発展していく期間」として位置づけます。

ただし、長期的な視点で取り組むべき課題や施策もあると考えられるため、令和8年度以降も、必要に応じて、継続して取り組んでいきます。



(3) 復興実施計画の構成

この復興実施計画は、復興計画で示した「復興ビジョン・基本理念」「復旧・復興に向けた基本施策」「地区別計画」を踏まえたうえで、地区ごとの復旧・復興の進捗を鑑み「復興に向けた具体事業」を加えて各地区で特に具体的に実施すべき施策の詳細を示した構成とします。



(4) 第2次朝倉市総合計画との整合

第2次朝倉市総合計画は、平成29年7月九州北部豪雨等による環境の変化に的確に対応しつつ、市民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、朝倉市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成31年3月に策定されました。

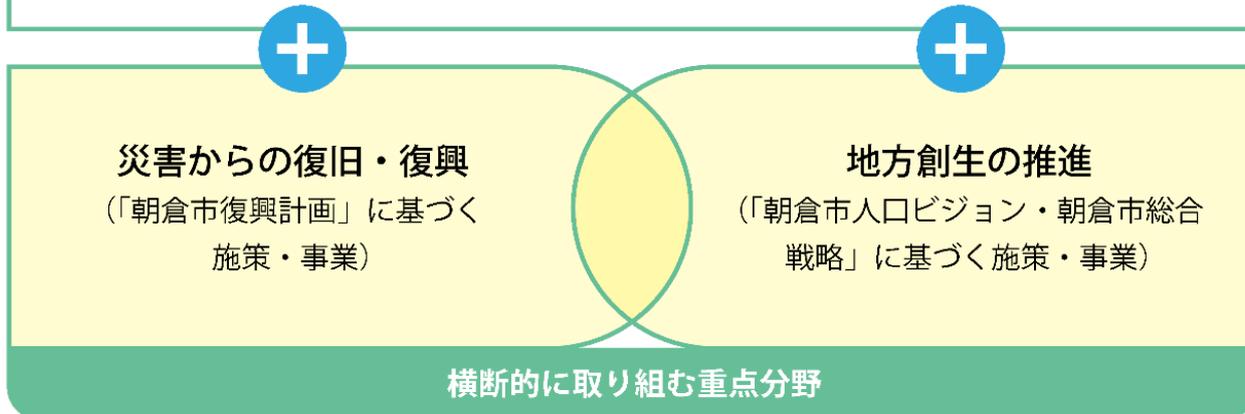
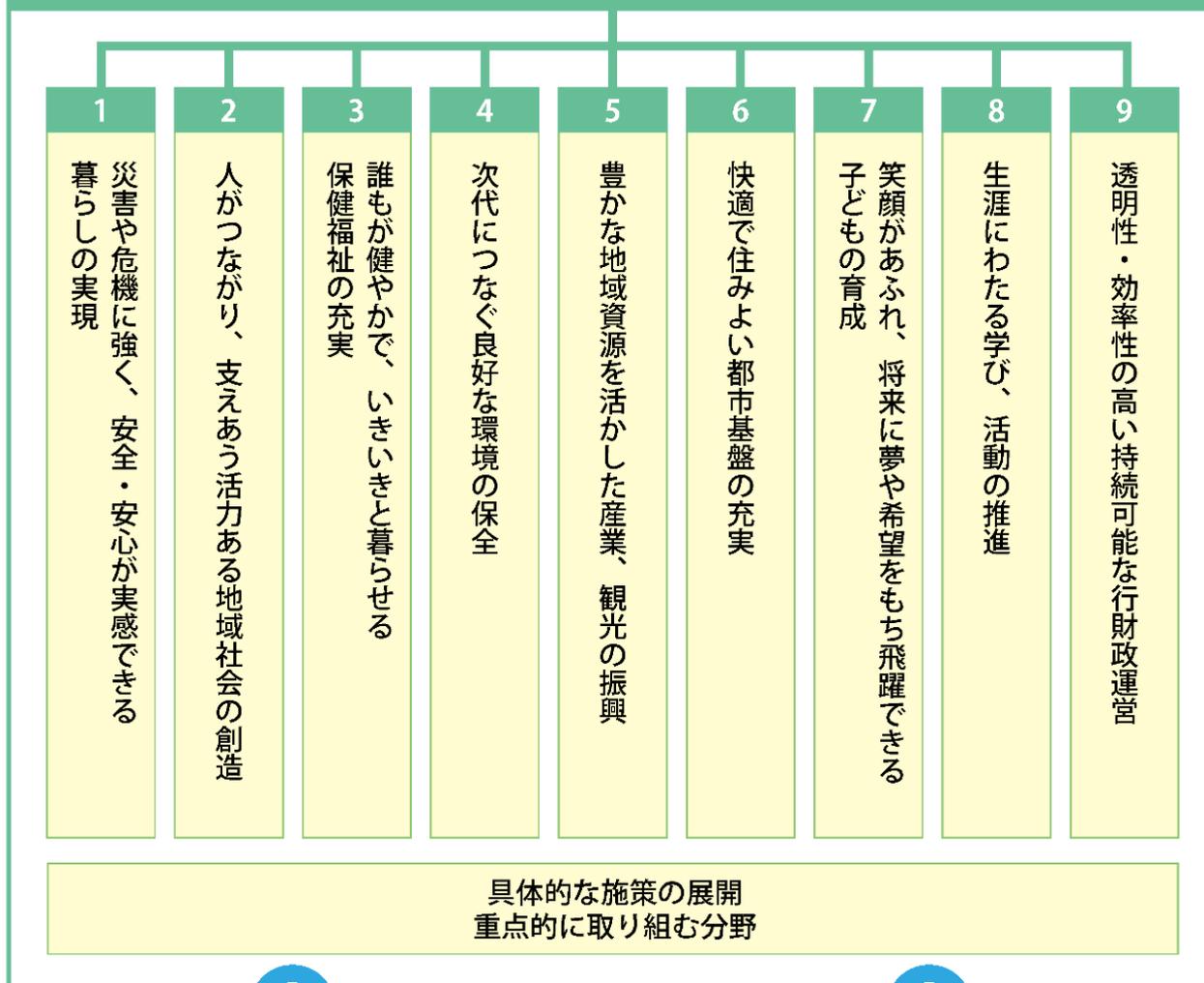
朝倉市を取り巻く社会動向と方向性について、大規模災害の発生とその対応の項目にて、平成29年7月九州北部豪雨を例にあげ、被害を出さないための防災と災害発生時の被害を最小限にとどめる減災に資する施策及び迅速な復旧・復興に資する施策を、災害リスクや地域の実情に応じてハード・ソフトの両面から適切に組み合わせ、総合的に取り組むことがあげられています。また、朝倉市が甚大な被害を受けた平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興を経て、被災前よりも全ての世代に元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市を目指すという想いも込め、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を目指すまちの姿（将来的都市像）としています。

次頁図は第2次朝倉市総合計画の分野別施策の基本目標です。復興実施計画では、これら9つの基本目標及び横断的に取り組む重点分野「災害からの復旧・復興」「地方創生の推進」のもと、復旧・復興に関する施策・事業を具体化し、目指すまちの姿（将来的都市像）の実現を推進していきます。

目指すまちの姿（将来都市像）

人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉

目指すまちの姿を実現するための基本目標



分野別施策の基本目標

第2章 事業内容

- (1) 朝倉市の概要
- (2) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨
- (3) 復興実施計画の策定

(1) 朝倉市の概要

1) 地形

朝倉市は福岡県のほぼ中央に位置し、北に嘉麻市、西に筑前町と大刀洗町、南に久留米市とうきは市、東に東峰村と大分県日田市と接しており、面積は 246.71 km²です。

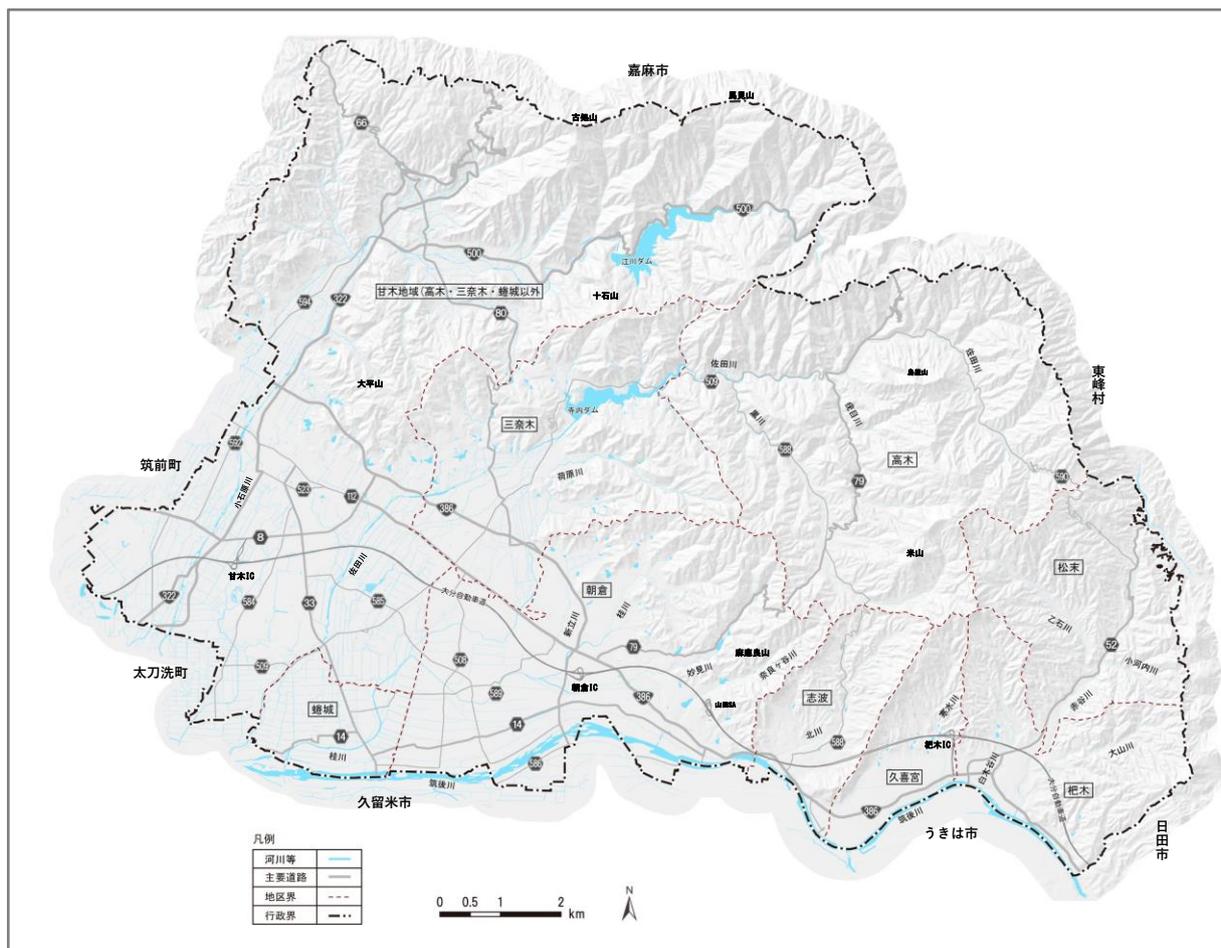
市内には3つのインターチェンジがあるほか、鳥栖ジャンクションに近接しており、九州の物流の中心にも容易にアクセスできる位置にあります。

市の北東には筑紫山地から連なる古処山や馬見山をはじめとする 800m～1,000m 級の山々が連なっています。

朝倉市は、これらの山々を含む森林が多く、みどり豊かな都市という特徴があります。

市域南部には市境にほぼ沿うように筑後川が流れ、小石原川、佐田川、桂川によって形成された扇状地である筑後平野が広がります。

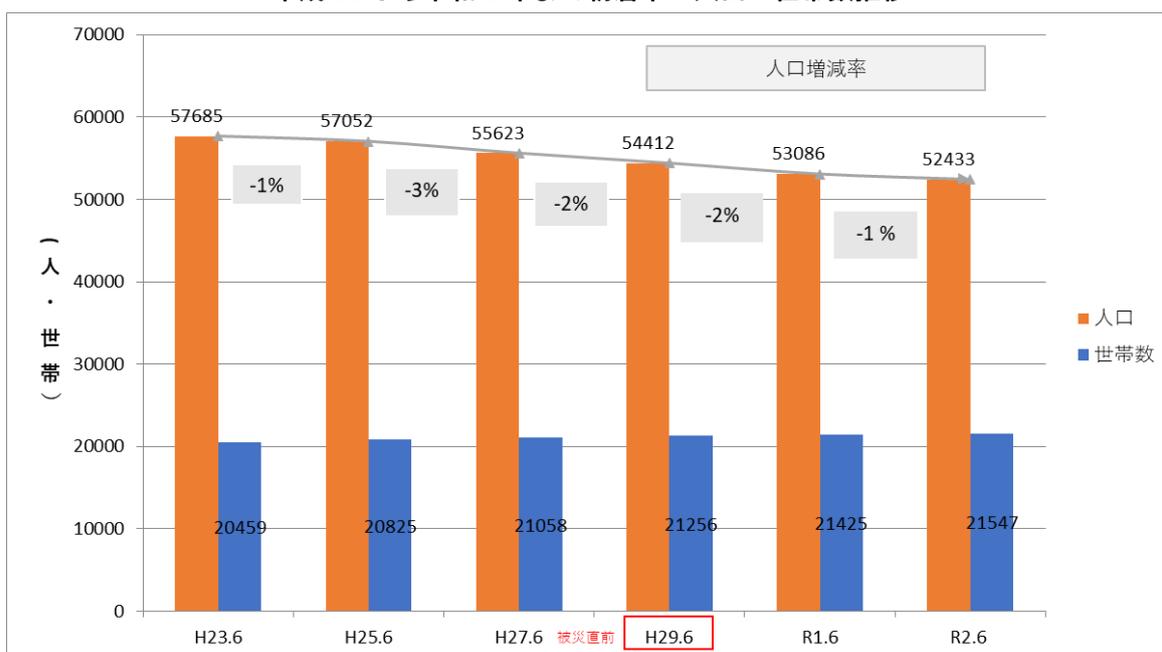
朝倉市の概要



2) 人口

朝倉市の人口は、住民基本台帳によると令和2年6月30日時点で、52,433人、世帯数で21,547世帯となっており、平成23年から令和2年までの人口を比較すると、人口は年々減少しています。平成29年7月九州北部豪雨後もほぼ同様の減少率です。一方で世帯数は増加傾向にあります。

平成23年から令和2年まで朝倉市の人口・世帯数推移



参考：朝倉市住民基本台帳

また、令和3年1月31日現在、朝倉市内の65歳以上の割合（外国人を含む集計）は34.8%であり、超高齢社会となっています。

※超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指します。

3) 産業

平成27年国勢調査によると、朝倉市の産業別人口割合は、第1次産業14.1%、第2次産業23.8%、第3次産業62.0%であり、第3次産業就業率が最も高い値で推移しています。

業種別にみると、製造業の割合が最も高く16.5%を占め、農業・林業13.8%、卸売・小売業13.5%の順になっています。

基幹産業である農業では、様々な野菜や果物が栽培されています。

野菜では、ねぎ・なす・きゅうり等が広く栽培され、果物では、全国的にも有名な、なし・かきを中心に、いちご・ぶどうも多く栽培されています。

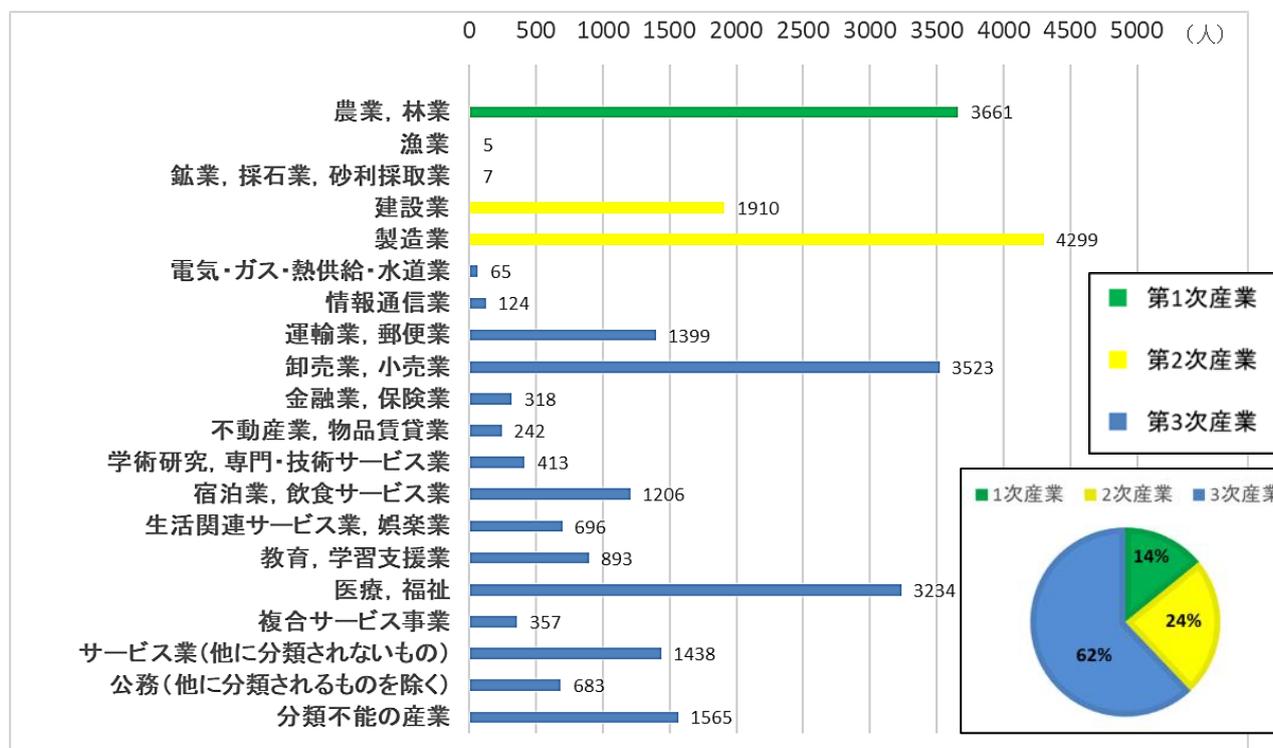
工業については、事業所数は減少傾向にあります。

製造品出荷額等は、平成26年から平成28年にかけて3,000億円を超えています。

観光については、朝倉市は豊かな自然や歴史資源に恵まれ、観光・レクリエーション施設も充実しています。

観光消費額は、平成27年～平成29年にかけて増加傾向にあります。

産業別就業人口



参考：国勢調査

4) 歴史

朝倉市内には遺跡（国指定史跡の平塚川添遺跡等）やそこからの出土品が数多くあり、1万年ほど前の縄文時代早期から人々が暮らしていた形跡が見られます。そして、縄文時代晩期には水稲栽培がおこなわれていた可能性があり、少なくとも弥生時代には水田稲作農業が中心であったと考えられます。

この地方は平安時代には大宰府の観世音寺の荘園との関連が考えられています。

朝倉地方は、かつて、筑前国の15に分けられた郡のうち上座(じょうざ)郡、下座(げざ)郡、夜須(やす)郡からなっていましたが、戦国時代には夜須郡の秋月氏が豊後の大友氏と争うようになり、周辺は戦場となっていました。

江戸時代に入ると、朝倉地方は福岡藩の支藩である「秋月藩」に属するようになりました。この頃は、この地方は博多から太宰府を通り、日田や豊後に続く日田街道筋として大変に栄え、特に甘木・志波・久喜宮は宿場として賑わいました。

明治4年、廃藩置県により秋月藩は秋月県となりますが、その後明治9年には福岡県に編入されました。

明治22年、町村制施行により、上座郡に高木村、大庭村、福成村、宮野村、朝倉村、杷木村、松末村、久喜宮村、志波村が、下座郡に三奈木村、金川村、蜷城村、福田村、立石村が、夜須郡には甘木町、馬田村、上秋月村、秋月村、安川村が発足しました。

明治29年、郡制施行によりこれら町村がすべて朝倉郡に属することになります。

昭和14年、杷木村が杷木町となり、その後昭和26年には、松末村、久喜宮村、志波村が杷木町に合併しました。

昭和29年、甘木町、秋月町、上秋月村、安川村、立石村、福田村、馬田村、蜷城村、三奈木村、金川村が合併し、甘木市が発足しました。昭和30年3月には、高木村が甘木市に編入し、宮野村、大福村が朝倉村に合併しました。

昭和37年、町制施行によって、朝倉村が朝倉町となりました。

そして、平成18年3月20日に甘木市と朝倉町と杷木町が合併し朝倉市が誕生しました。

朝倉市の経緯

(旧)甘木市	昭和29年4月1日	合体 (市制施行)2町6村	→ 甘木市
	昭和30年3月10日	編入	高木村
(旧)朝倉町	昭和30年3月31日	合体	朝倉町・宮野村・大福村 → 朝倉村
	昭和37年4月1日	町制施行	
	平成18年3月20日	合体	甘木市・朝倉町・杷木町 → 朝倉市
(旧)杷木町	昭和26年4月1日	合体	杷木町・松末村・久喜宮村・志波村 → 杷木町

参考：国勢調査

5) 災害の歴史

朝倉市を含む筑後川中流域の近世以降に発生した洪水等の災害は以下の歴史があります。

水害で大きな被害が発生したのは享保 5(1720)年の享保の大洪水であり、63 人の死者が出ています。この洪水は筑後川中流域を代表する洪水であり、死者は筑後地方にのみ発生しています。一方、上座・下座郡でも、各所で山崩れが発生したなどの記録がみられます。朝倉市宮野に古くよりある医王山南淋寺の古文書には「大雨雷電山汐洪水所々山崩れ石流れ・・・下郷には山田・古毛・田中・長淵その外何れも損失多し、上郷には白木・池田・松末・赤谷・志波・里城永々の荒所多く・・・あえて人馬の失なし」と記録されています。

明治 22 年の水害は享保に次ぐ死者数であり、筑後中流域で人的被害が出ています。

筑後川流域で最も有名な洪水は昭和 28 年に発生した大洪水で、筑後川流域だけでなく、熊本・佐賀・大分などでも非常に大きな被害が発生し、死者行方不明者数は延 1,000 人にのぼっています。筑後川流域でも全体で 147 人の死者が出ており、中流域では 52 人の死者が発生し、筑後川中流域で人的被害が発生しました。

筑後川本川が各地で大きく破堤氾濫しただけでなく、桂川・佐田川・小石原川・巨瀬川などの支川も氾濫しました。

近年では、平成 3 年 9 月の台風 17、19 号による被害があり、さらに、平成 24 年 7 月・8 月の九州北部豪雨及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨による被害であります。

平成 24 年 7 月・8 月の九州北部豪雨は、朝倉市において杷木地域及び蜷城地域を中心に斜面や河川、道路の崩壊、建物の損壊や床上・床下浸水等の被害が発生し、人的被害 3 人、住家被害 185 棟など、大きな被害が発生しました。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨においては、杷木地域、朝倉地域、蜷城地区、高木地区及び三奈木地区を中心に甚大な被害が発生しました。

本災害においては、筑後北部から大分県西部にかけて線状降水帯が形成されて猛烈な雨が降り続き、九州・山口県では初めての大雨特別警報が発表されました。

朝倉のアメダス雨量計では、1 時間に 129.5 ミリを観測し、この大雨により、人的被害 33 人、行方不明 2 人、住家被害の内全壊 260 棟、半壊 783 棟を数えました。

(2) 平成29年7月九州北部豪雨

1) 気象概要

平成29年7月5日から6日にかけて梅雨前線が対馬海峡付近に停滞し、この梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込み、前線の南側で線状降水帯が形成されました。この気象状況の影響で、九州北部地方、特に朝倉市を中心とした地域では、5日昼頃から夜に掛けて猛烈な雨が降り続き、記録的な大雨となりました。気象庁は、5日17時51分に福岡県、19時55分に大分県に、大雨特別警報を発表しました。

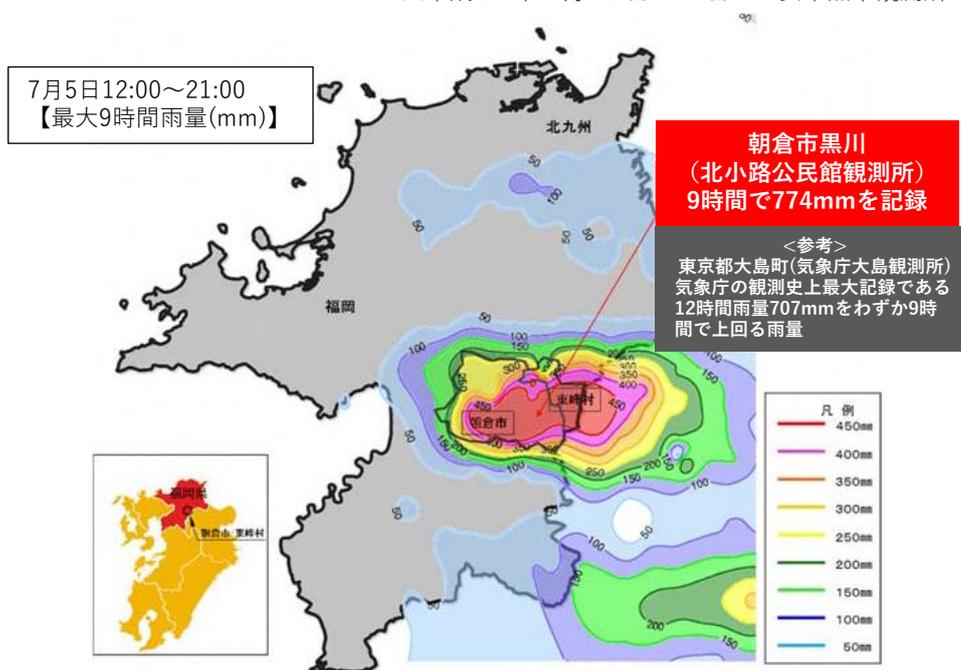
朝倉市では129.5mmの1時間雨量（5日15時38分までの1時間）が観測（アメダス）された他、最大24時間降水量は545.5mmとなり、朝倉市朝倉での観測開始（昭和52年2月）以来の朝倉観測所での1位を更新する大雨となりました。

なお、福岡県観測所の北小路公民館（朝倉市黒川）における5日～7日の累加雨量は894mmを記録するなど、平成24年7月の九州北部豪雨を大きく上回りました。

参考までに、今回の豪雨と平成24年7月の九州北部豪雨を比較すると、下表のとおりとなります。今回の豪雨は、記憶も新しい「平成24年九州北部豪雨」よりも量的に上回りかつ時間的にも集中した豪雨であったことが分かります。

項目	今回の豪雨 (平成29年7月)	九州北部豪雨※ (平成24年7月)
雨量	774mm (9hr)	681mm (72hr)
最大時間雨量	124mm/h	94mm/h

※平成24年7月11日～14日 八女市黒木観測所



平成29年7月5日の雨量の状況

2) 被害概要

朝倉市を中心に記録的な豪雨となった「平成29年7月九州北部豪雨」では、多数の山腹崩壊が発生するとともに、大量の土砂と流木が流下し、人家を押し流しました。

また、河川の氾濫も起き、これにより市内の広範囲で浸水被害が発生しました。

これらの影響により、朝倉市では、33名（関連死1名を含む）の尊い命が奪われ、未だ2名が行方不明となっています。

朝倉市人的被害・住家被害の概要

項目		規模	備考
人的被害	死者	33名	平成31年3月31日時点
	行方不明者	2名	〃
	負傷者	11名	〃
住家被害	全壊	260件	〃
	大規模半壊	119件	〃
	半壊	664件	〃
	一部損壊	428件	〃
避難所		最大 27箇所	
避難者数		最大 1,204名	平成29年7月10日時点

3) 住家等建物被害

り災証明書交付状況に基づけば、損壊が著しいとされる全壊・大規模半壊については、市全体で 379 件となっています。

また、行政施設、教育施設及び文化施設など、市民の日常生活を支える公共施設や各地にある公民館、寺社仏閣等の地域コミュニティを支える施設も倒壊を含む被害を受けました。

り災証明書交付状況による住宅等建物被害は、下表に示すとおりです。今回の災害では、市内一様の被害ではなく、市東部の被害が甚大となっています。

朝倉市各地区における住家等建物被害の概要（り災証明書交付状況による、平成 31.3.31 時点）

項目	松末	杷木	久喜宮	志波	朝倉	高木	三奈木	蜷城	その他	計
全壊	95	44	31	28	22	34	2	1	0	260
大規模半壊	19	22	50	4	19	5	1	0	0	119
半壊	37	41	73	21	269	20	29	157	19	664
一部 損壊	35	30	32	15	165	36	29	64	21	428
計	186	137	186	68	475	95	61	222	40	1,471
平成 29 年 6 月 総世帯数	253	1,210	727	592	2,705	186	1,274	635	13,344	20,926
平成 29 年 6 月 総世帯数に対する 被害割合	74%	11%	26%	11%	18%	51%	5%	35%	0.3%	7.0%

出典：朝倉市住民基本台帳

4) 農地・農業用施設の被害

農地・農業用施設の被害箇所数は、約 1,200 箇所、面積は約 1,800ha でありました。

ため池の被害については、樹園地に多くのため池が分布しています。樹園地やその周辺の林地では、斜面崩壊が多発し、農地や農道が被災しました。

農地・農業用施設等の被害状況（平成 30.2.22 時点）※災害復旧事業（国庫補助対象分）の査定結果

項目	松末	杷木	久喜宮	志波	朝倉	高木	三奈木	蜷城	その他	計
箇所数	116	92	73	141	570	153	52	11	8	1,216
うち ため池	0	1	7	4	21	0	3	0	0	36
うち 頭首工	18	12	2	8	20	23	9	0	0	92
被害額（億円）	28.5	11.4	6.0	16.9	54.7	16.5	2.6	1.4	0.7	138.7
被害面積（ha）	165.7	79.5	94.7	102.8	1,036.8	101.6	42.9	103.5	50.6	1,778.1

※災害復旧事業（国庫補助対象）の査定結果（復興計画、平成 30 年 3 月より）

5) 文化財の被害

文化財被害は朝倉地域・杷木地域など市の東部を中心として大きな被害が集中し、指定文化財の被害は9箇所のにのぼりました。文化財の立地をみると、小河川やその近くに立地するものと、山の法面やその付近に立地するものに分かれます。

指定文化財の被災状況

No.	名称	区分	所在	被害状況
1	秋月伝統的建造物群保存地区	国選定	朝倉市秋月野鳥・秋月	鳴渡川（野鳥川支流）右岸側の橋台・護岸が被災
2	秋月城址	県指定	朝倉市秋月野鳥	指定地内の法面が崩落
3	久保島の石造桁橋	市指定	朝倉市三奈木	荷原川が氾濫し、欄干・橋脚に溜まった流木等による水圧で崩壊
4	堀川用水及び朝倉揚水車	国指定	朝倉市山田他	筑後川が増水し、用水内に大量の土砂流木が流入。水車が損傷
5	普門院本堂	国指定	朝倉市杷木志波（普門院）	土石流が境内に流れ込み被災。土砂が床下に堆積。本尊の木造十一面観音立像（国指定重要文化財）は直接的被害はないが本堂が被災したため、他施設へ一時的に避難
6	久喜宮のキンメイチク	国指定	朝倉市杷木寒水	土石流により群生地が被災
7	杷木神籠石	国指定	朝倉市杷木林田・穂坂	指定地内の法面が崩落
8	「シュロ蓑」製作者	県指定	個人	自宅で被災し逝去
9	古塔塚(ことうづか)のナンジャモンジャ	県指定	朝倉市石成	法面が一部崩落



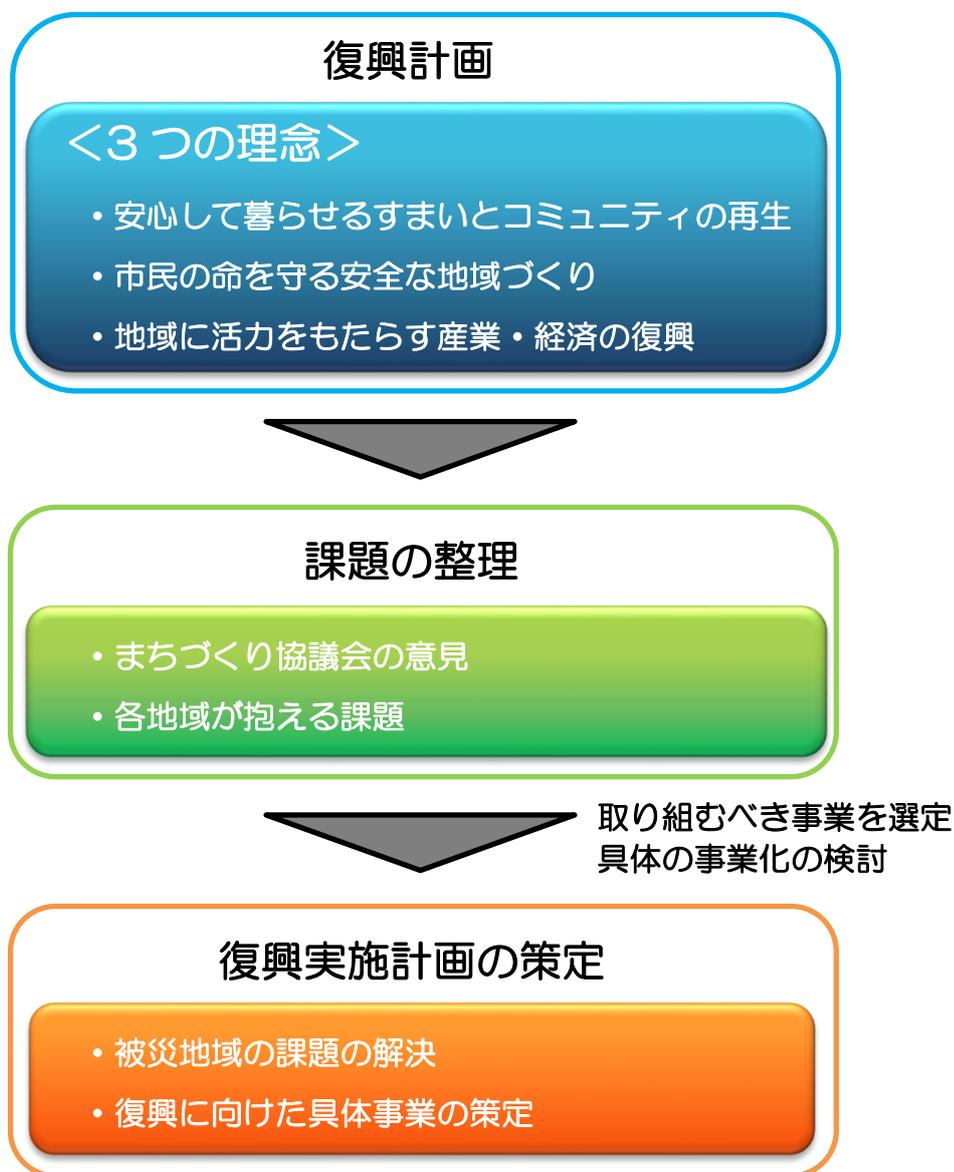
久保島桁橋 被災状況

(3) 復興実施計画の策定

復興計画では、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧の理念を定めました。

また、令和2年度以降は「再生期」、「発展期」として、「復旧期」から引き続き復旧を進めるとともに、被災前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間（再生・発展期）と位置付けました。

復興実施計画では、復興計画で定められた3つの理念のもと、令和2年度以降の再生・発展期に取り組むべき事業に焦点を充て、各地域が抱える課題を整理し、被災地域の課題の解決、まちづくり協議会での意見などを集約し、復興に向けた具体事業を策定しました。



復興実施計画の策定フロー

1) 課題の整理

復興実施計画の策定にあたり、地区別のまちづくり協議会における市民の意見・課題を復興計画の3つの基本理念及び事業項目に沿って整理しました。

基本理念 1:安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
1) ア. 生活基盤の復旧・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧住宅工事による家屋被害【松末】 ・中小路、藤島地区の浸水【蜷城】 ・国交省宅地耐震化推進事業（被災地域における堆積土砂による嵩上げ復旧）活用の円滑な推進について。（寒水区・古賀区）【久喜宮】 ・筑後川堤防沿いの浸水対策（古賀区浜川）について。【久喜宮】 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地嵩上げ事業の要件緩和の検討→5軒以上【松末】 ・浸水対策について。【蜷城】 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地嵩上げ事業の希望状況を知りたい。【朝倉】 ・宅地嵩上げについて、嵩上げされない家屋の安全性を確保してほしい。また、宅地嵩上げと一体的に嵩上げする農業用水路が取水出来るよう構造をしっかりと検討してほしい。【久喜宮】 ・宅地嵩上げ事業に関連して、浸水被害にあった家を建て替えるときの住宅用地の嵩上げに対する補助事業が検討できないか。【蜷城】 ・家屋で浸水した老朽空家（罹災申請なし）の対策を求める。【蜷城】 ・池ノ迫区の定住促進住宅の計画を急いで頂きたい。池ノ迫区の定住促進住宅が整備されることで、その周辺にも人が住みやすくなる。【松末】
イ. 応急仮設住宅等の提供 被災住宅の解体・撤去支援			
ウ. 災害公営住宅等の整備 久喜宮団地の復旧 自主再建支援			

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
エ. 安全な居住地の確保と・地域の再生方策の検討 長期避難世帯の適用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀区上野で生活排水が垂れ流しとなっている所がある。【久喜宮】 ・工事用車両のマナーについて。【松末】 ・ダンプ走行に対する苦情（早朝から走っている etc.）【久喜宮】 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ内での再建率 26.9%の原因＝市が住宅地を提供するのが遅すぎた。【松末】 ・石詰遊砂地展望所及び公園化。【松末】 ・井戸の水位低下について。 ・交通安全対策について、マナーが悪い車両があり。【松末】 ・工事用車両について。【蜷城】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール場横の空家（老朽危険家屋）を市で何とかしてほしい。【杷木】 ・走行するダンプのマナー、ホコリ、雨の日の泥ハネに注意してほしい。【松末】
オ. 暮らしに関する総合的な支援		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（国、県、市）からの事業報告を定期的実施してほしい。【久喜宮】 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター改築と合わせ、防災広場の整備などを建設委員会で進めたい。【三奈木】 ・今後の検討は、コミュニティ会長や事務局と相談しながら進めたい。【朝倉】
2) ア. コミュニティの維持・再生		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の維持について（人と金がない）。【高木】 ・コミュニティバスの運行や全面通行止め（牟田～田代間）について。【高木】 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ運営が厳しくなり、見直しを検討してほしい。【朝倉】 ・復興まちづくり協議会だけでなく、区会長会、コミュニティ運営委員会でも検討していきたい。【杷木】 ・H29.7 災害は過疎化を10年加速させた。【高木】

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
イ. 小学校跡地活用		<ul style="list-style-type: none"> ・杷木小学校跡地の活用について。【杷木】 ・久喜宮小学校跡地の活用（防災拠点、防災広場、宅地分譲）を計画どおり実施してほしい。【久喜宮】 ・学校跡地は校舎解体をまずしたい。【志波】 ・志波小学校跡地活用（宅地分譲、コミュニティ拠点）【志波】 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校舎の解体・改修を早期にお願いしたい。【志波】 ・プール解体に伴い、防火水槽の設置してほしい。【久喜宮】 ・小学校前の排水路に藻が発生している。浄化対策（窒素を取り除く浄化槽整備など）による水質改善を要望する。【久喜宮】 ・杷木小学校跡地のグラウンドは、市民が使うのか、企業が市民のために使うのかについても決めて良いのか。【杷木】 ・学校跡地を体験・交流の場にしてほしい。【松末】 ・小学校の調理室を営利目的の加工所としても利用できるようにしてほしい。【志波】 ・学校跡地活用検討は、まちづくり協議会に小委員会を作って、詰めて議論していきたい。小委員会のメンバーはコミュニティ事務局に一任いただきたい。【松末】 ・松末小学校跡地について、子ども達の体験の場として活用するのであれば、農業と林業の体験型施設にしてほしい。【松末】
ウ. 地域資源等の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電施設の建設について。【松末】 	<ul style="list-style-type: none"> ・市復興計画にある「地域資源を生かした…新たな産業の育成」＝松末は林業＝木材のエネルギー資源化の実現・小水力発電の実現。【松末】 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の関係で志波小グラウンドの宅地分譲に時間を要し、被災された方々がこの地域に戻ることが出来なかった。このことに問題があることを市は認識すべきである。【志波】 ・維持管理は（草刈り）は、市が実施してくれるのか。【杷木】

基本理念 2:市民の命を守る安全な地域づくり

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
1) ア. 二次災害防止策			・出水期前対応で、桂川工事（橋りょう工事付近）で土砂が残っている箇所があるが、大丈夫か。【蜷城】
イ. 河川の復旧	・荷原川の旧井堰の撤去・改修について（固定堰 or 可動堰）。【三奈木】	・古賀区浜川の排水問題を解決してほしい【久喜宮】 ・復旧工事の国県市の連携を密にしてほしい。【志波】 ・桂川災害復旧工事完了後の安全対策【朝倉】 ・上組の固定堰に流れ込み水路（暗渠）があり、そこが大雨時に度々溢れているので、対策をしてほしい。【三奈木】 ・下長田の桂川左岸堤防の高さについて。【蜷城】	・生活再建に影響を及ぼす寒水川復旧スケジュールを明確にしてほしい。【久喜宮】 ・長田水門の強制排水施設整備と長田川の改良事業を進めてほしい。【蜷城】 ・荷原川の復旧進捗を知りたい。【三奈木】 ・荷原川の管理が県と市で分かれ、復旧内容が異なる。県は100m間隔で階段ができるが市はできないという。市分もできるように検討願う。【三奈木】
ウ. 道路の復旧	・松末小学校の特別教室裏の市道について。【松末】 ・市道寒水・古賀線、市道石ヶ迫・船底線の復旧計画について。【久喜宮】 ・市道笹隈1号線の復旧計画について。【久喜宮】	・市道山田・黒川線の早期復旧について。【高木】 ・鬼ヶ城の荷原川の管理用道路について、高低差はあるものの、現在の道路と繋げてほしい。【三奈木】 ・復旧工事の国県市の連携を密にしてほしい。【志波】	・山田黒川線の復旧を急いでほしい。【高木】
エ. 砂防事業の実施		・復旧工事の国県市の連携を密にしてほしい。【志波】	
オ. 治山事業の実施	・治山事業者の業者不足による不落の対策【久喜宮】	・繋ぎ込み水路について、砂防は、国交省が実施するが、治山の流末の水路はしないので、対応して欲しい。【松末】 ・森林管理局の治山事業の入札不落が続いており、何とかしてほしい。【久喜宮】 ・復旧工事の国県市の連携を密にしてほしい。【志波】	

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
カ. ため池の復旧	・平原ため池、河原ため池（若市区）の浚渫はできないのか。【久喜宮】	・復旧工事の国県市の連携を密にしてほしい。【志波】	・桂川の遊水地の進捗状況はどうなっているか。また、令和3年度までに桂川の改修は終わるのか。【蜷城】 ・寺内ダムの治水・利水を知りたい。【三奈木】
キ. 既存施設の確認			
2) ア. 地域防災計画の見直し			
イ. 各種ハザードマップの見直し			
ウ. 防災組織の育成・強化			
エ. 避難場所、避難経路の検討	・らくゆう館の避難所運営について【杷木】 ・らくゆう館裏のプレハブ倉庫建設について【杷木】	・避難所（らくゆう館）の運営について（初期対応時にコミュニティが対応するので協定を結びたい、避難所開設時の駐車場、備蓄品倉庫）。【杷木】 ・旧朝倉農業高校跡地について、避難所の整備をお願いしたい。次年度以降の防災計画において整備計画を盛り込んでもらいたい。【三奈木】	・今年から、志波小を避難所として利用して良いのか。【志波】 ・地域・集落の中で安全な建物を緊急時の避難場所とし周知徹底すべき。【松末】 ・福祉避難所整備が必要である。【蜷城】 ・乙石川流域からの迂回避難路の整備。【松末】 ・避難所（蜷城小学校）について知りたい。【蜷城】
オ. 防災意識の維持・向上			・伝承広場の活用について、何か決まっているのか。【松末】

基本理念3: 地域に活力をもたらす産業・経済の復興

復興計画の事業項目	まちづくり協議会における意見・課題		
	令和1年9月	令和2年1月	令和2年6月
1) ア. 農地・農業用施設の 復旧	・農地の区画整理について 【高木】		
イ. 林道の復旧		・二千年公園の林道が災害を大きくしたことを行政は理解してほしい。その改善が志波と道目木の願い【志波】	
ウ. 内水対策		・原鶴区の内水冠水防止対策の推進状況について【久喜宮】	
エ. 営農・経営再開支援		・土砂置場利用後の復旧・活用【朝倉】	<ul style="list-style-type: none"> ・「農地・農業用施設の復旧」と「営農・経営再開支援」は、同時進行しないと復興にはならない。今後の志波の農業を考えながら復旧することが必要である。【志波】 ・蜷城は農業が基幹産業であるため、高齢者対策など担い手育成の対策が必要である。【蜷城】 ・営農・経営再開について具体的な支援策があるのか。後継者問題も深刻。【朝倉】 ・農への支援、例えば集団営農の共同倉庫建設補助とか教えてほしい。【松末】 ・復興実施計画には農業振興とあわせ、商工業振興も必要。【朝倉】 ・コミュニティの維持を第一に考え、地域にあった農業や振興策を検討する必要がある。【朝倉】
2) ア. 産業・経済の復興			<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興、農業復興に当たっては、企業の力も必要ではないか。【杷木】 ・食に対する意識が高まる中、農業は朝倉の強みとして食と農をつないだ検討が必要。【朝倉】 ・若い世代への優遇措置や支援措置が弱い。【朝倉】
イ. インターチェンジ周 辺の利便性向上	・朝倉インター周辺の活用（うきは市のコミバスが朝倉ICまで来られる話があるらしいのを受けて、IC付近の活用を）【朝倉】	・朝倉インター周辺の活用【朝倉】	・高速ICの活用、田主丸の誘致企業の活用などにも取り組んでほしい。【朝倉】

2) 復興事業の検討

地区別まちづくり協議会の意見等を基に各地域が抱える課題として整理し、復興計画で定めた3つの理念から、再生・発展期に取り組むべき事業を選定しました。

選定に当たっては、まちづくり協議会の意見及び課題の改善に努めるものとし、復旧事業として完了したもの、かつ、継続中の復旧事業を除く事業を抽出し、復興事業としての取り組むべき具体の事業化を検討しました。

まちづくり協議会の意見等を基に各地域が抱える主な課題は以下のとおりです。

地域が抱える課題の整理

基本理念①	安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生	課題
1)	安心して暮らせる住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地嵩上げ事業の検討 ・ 住宅用地の嵩上げに対する補助事業の検討 ・ 定住促進住宅の計画・整備
2)	コミュニティ等の維持・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ内での再建 ・ 学校跡地活用の検討 ・ 宅地分譲 ・ 地域資源を生かしたエネルギー資源化
基本理念②	市民の命を守る安全な地域づくり	課題
1)	防災・減災のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧事業の進捗 ・ 防災拠点施設、防災広場
2)	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の整備・運営 ・ 伝承広場の活用
基本理念③	地域に活力をもたらす産業・経済の復興	課題
1)	産業基盤の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂置場利用後の復旧、活用 ・ 地域にあった農業や振興策を検討
2)	産業・経済の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速 IC の活用 ・ 企業の誘致

下表の通り、復興計画の基本理念① 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生から再生・発展期に取り組むべき事業を選定しました。

また、再生・発展期に取り組むべき事業について、事業ごとに具体の事業化の検討を下記のとおり行いました。

再生・発展期に取り組むべき事業の選定

基本理念①	安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生
1)	安心して暮らせる住環境の整備 ……(復興計画 P7)
ア	生活基盤の復旧・整備
イ	応急仮設住宅等の提供 被災住宅の解体・撤去支援
ウ	災害公営住宅等の整備 久喜宮団地の復旧 自主再建支援
エ	安全な居住地の確保と地域の再生方策の検討 長期避難世帯の適用の検討
オ	暮らしに関する総合的な支援
2)	コミュニティ等の維持・再生 ……(復興計画 P7)
ア	コミュニティの維持・再生
イ	小学校跡地活用
ウ	地域資源等の保全・再生



再生・発展期に取り組むべき事業化の内容

項目	具体の事業化の検討項目	事業化の主な内容
①	生活基盤の復旧・整備	・国土交通省「朝倉市宅地耐震化推進事業」(P29,P61,P82,P93) ・朝倉市「宅地浸水対策促進事業」(P32)
②	自主再建支援	・被災者生活再建支援金(P34)
③	安全な居住地の確保と地域の再生方策の検討	・すまいの再建促進宅地分譲事業(P35,P82,P93) ・松末地域移住定住施策(池の迫団地(仮))(P36,P60)
④	暮らしに関する総合的な支援	・地域支え合いセンター(継続)(P38)
⑤	コミュニティの維持・再生	・小学校跡地の活用(P62,P72,P83,P94) ・被災者交流活動支援事業補助金(P39,P134) ・コミュニティの維持(高木地区)(P39,P111)
⑥	小学校跡地活用	・すまいの再建促進宅地分譲事業(P35)
⑦	地域資源等の保全・再生	・小水力発電可能性調査(乙石川)(P40,P64) ・赤谷川旧河川敷の利活用の検討(杷木地区)(P41,P74)

下表の通り、復興計画の基本理念② 市民の命を守る安全な地域づくりから再生・発展期に取り組むべき事業を選定しました。

また、再生・発展期に取り組むべき事業について、具体の事業化の検討を下記のとおり行いました。

なお、災害復旧事業は継続していきます。

再生・発展期に取り組むべき事業の選定

基本理念②	市民の命を守る安全な地域づくり
1)	防災・減災のための基盤整備 ……(復興計画 P8)
ア	二次災害防止対策
イ	河川の復旧
ウ	道路の復旧
エ	砂防事業の実施
オ	治山事業の実施
カ	ため池の復旧等
キ	既存施設の確認
2)	地域防災力の向上 ……(復興計画 P8)
ア	地域防災計画の見直し
イ	防災組織の育成・強化
ウ	各種ハザードマップ等の見直し
エ	避難場所、避難経路の検討
オ	防災意識の維持・向上



再生・発展期に取り組むべき事業化の内容

項目	具体の事業化の検討項目	事業化の主な内容
①	地域防災力の向上	・ 防災拠点施設・防災広場 (P43,P120) ・ 避難所の整備・運営 (P127)
②	防災意識の維持・向上	・ 伝承広場の整備 (松末地区) (P47,P63)

下表の通り、復興計画の基本理念③ 地域に活力をもたらす産業・経済の復興から再生・発展期に取り組むべき事業を選定しました。

また、再生・発展期に取り組むべき事業について、事業ごとに具体の事業化の検討を行いました。

再生・発展期に取り組むべき事業の選定

基本理念③	地域に活力をもたらす産業・経済の復興
1)	産業基盤の早期復旧・・・(復興計画 P9)
ア	農地・農業用施設等の復旧、農地改良復旧事業
イ	林道の復旧
ウ	内水対策
エ	営農・経営再開支援
2)	産業・経済の振興・・・(復興計画 P9)
ア	産業経済の復興
イ	インターチェンジ周辺の利便性向上



再生・発展期に取り組むべき事業化の内容

項目	具体の事業化の検討項目	事業化の主な内容
①	営農・経営再開支援	・土砂置場完成後の農地の復興（宮野土砂置場）（P51,P103） ・JA 筑前あさくら久喜宮ドリームファーム（P86）
②	産業経済の復興	・JA 筑前あさくら久喜宮ドリームファーム（P86）
③	インターチェンジ周辺の利便性向上	・朝倉インターチェンジ周辺の駐車場、駐輪場の新設・増設（P102）

3) 復興に向けた具体施策

1. 安心して暮らせる住環境の整備（基本理念① - ①生活基盤の復旧・整備）

朝倉市では、平成29年7月九州北部豪雨にて、各地域の住宅に甚大な被害がありました。

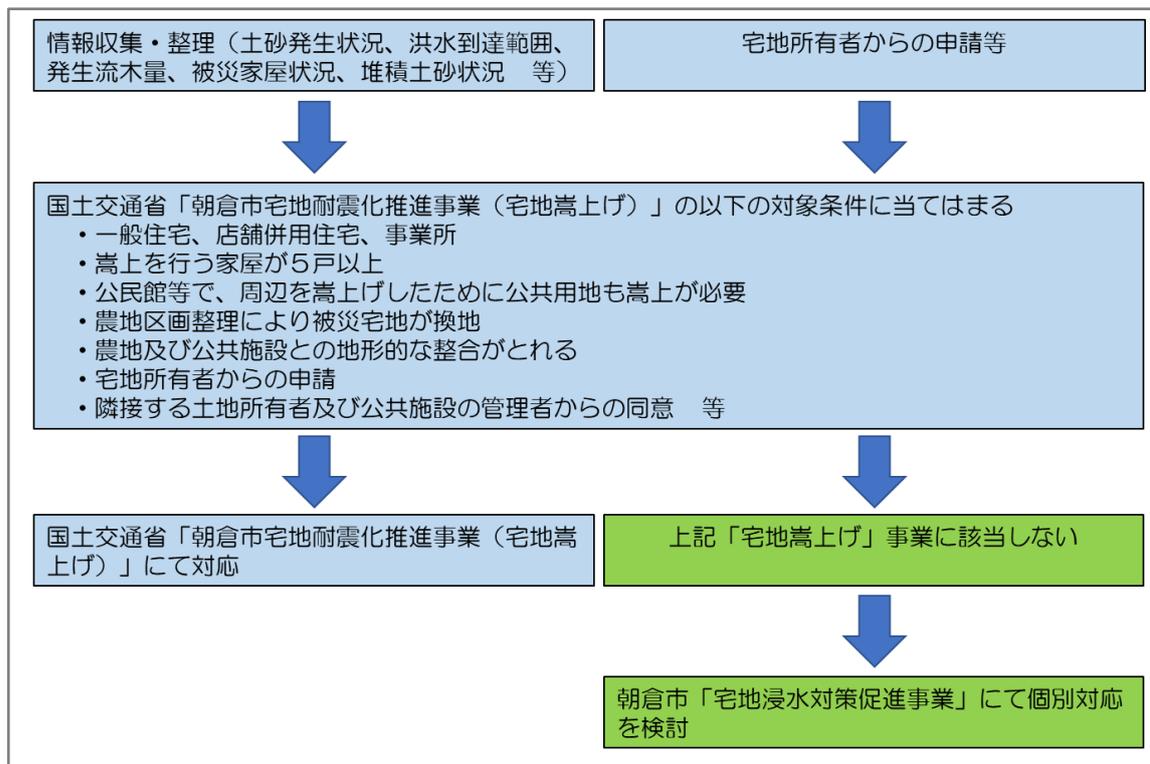
これらの被害を受けて、朝倉市では平成29年7月九州北部豪雨にて被災された住民や家屋を対象に、すまいの再建・移住を支援すると共に、宅地嵩上げを実施します。

すまいの再建・移住の取り組みについては、「すまいの再建促進宅地分譲事業」と「松末地域移住定住施策（池の迫団地（仮称）」を実施します。

宅地嵩上げについては、被災された家屋を対象に、下図の選定フローに基づき、「朝倉市宅地耐震化推進事業（以下「宅地嵩上げ事業」という。）」と「朝倉市宅地浸水対策促進事業（以下「宅地浸水対策促進事業」という。）」を実施します。

宅地浸水対策促進事業については、社会資本整備総合交付金等を活用し、朝倉市の事業として実施予定です。また、嵩上げを実施しない地区については、砂防事業・治山事業・河川改良事業等を実施することにより地域の安全を図ります。

宅地嵩上げ事業及び宅地浸水対策促進事業の選定フロー

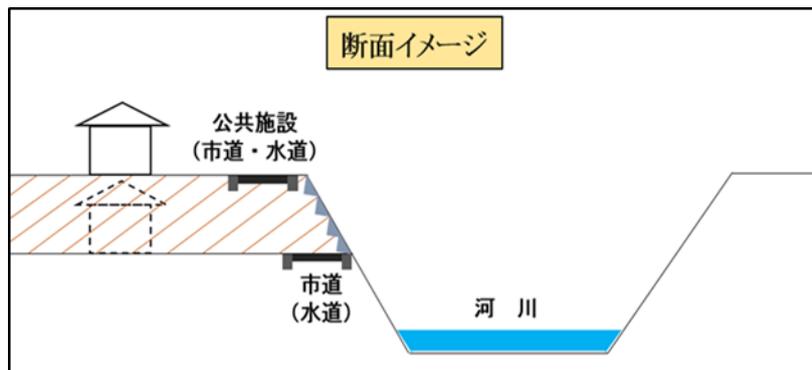


(ア) 宅地嵩上げ事業 (P61、P82、P93 参照)

災害に強いまちとして復興するため、宅地嵩上げ事業を実施します。本事業では、堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げ復旧を行い、すまいの現地再建及び生活環境の向上、安全性の向上したまちづくりを実現することを目的としています。

① 断面イメージ

本事業の断面イメージは下図の通りです。



② 対象とする宅地

- ・ 一般住宅、店舗併用住宅、事業所等
- ・ 一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの。ただし、宅地の間隔が100m以内であれば1団地とみなすことができる。
- ・ 公民館等の宅地は、周辺を嵩上げしたために公共用地も嵩上げが必要となる場合は事業の対象。
- ・ 被災していない宅地は事業の対象とならない。ただし、農地の区画整理により被災した宅地が換地された場合は事業の対象。
- ・ 宅地と公共施設との一体的な嵩上げ対象地と周辺宅地、農地及び公共施設との地形的な整合、又は構造的な整合が取れる土地。
- ・ 宅地所有者から、すまいの現地再建を目的とした嵩上げ申請の提出があり、隣接する土地所有者及び公共施設の管理者からの同意が得られた土地。所有権以外の権利設定がある場合はその権利者からの同意が必要。また、土地所有者が死亡の場合は、相続人代表からの申請書の提出と相続人からの同意が得られた土地。

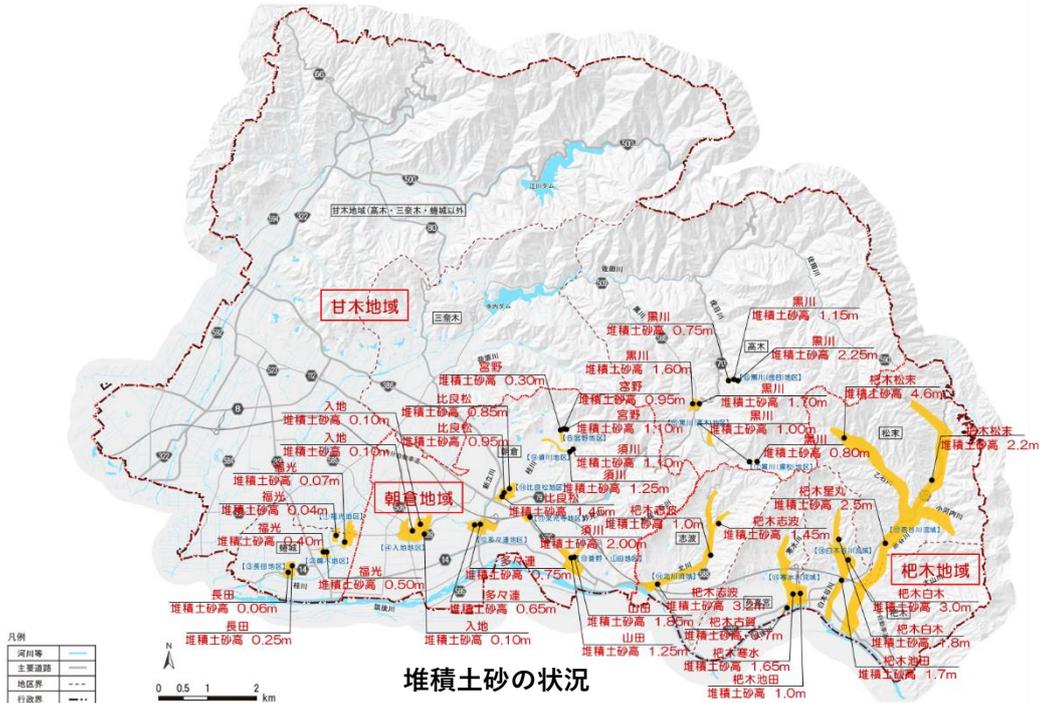
③ 対象外の宅地

- ・ 被害が小さく、被災住宅のリフォーム等で現地再建済みの宅地。
- ・ 再建済みの宅地と公共施設（道路水路）と地形的な整合が取れない宅地。等

④ 宅地嵩上げ事業における候補地の選定

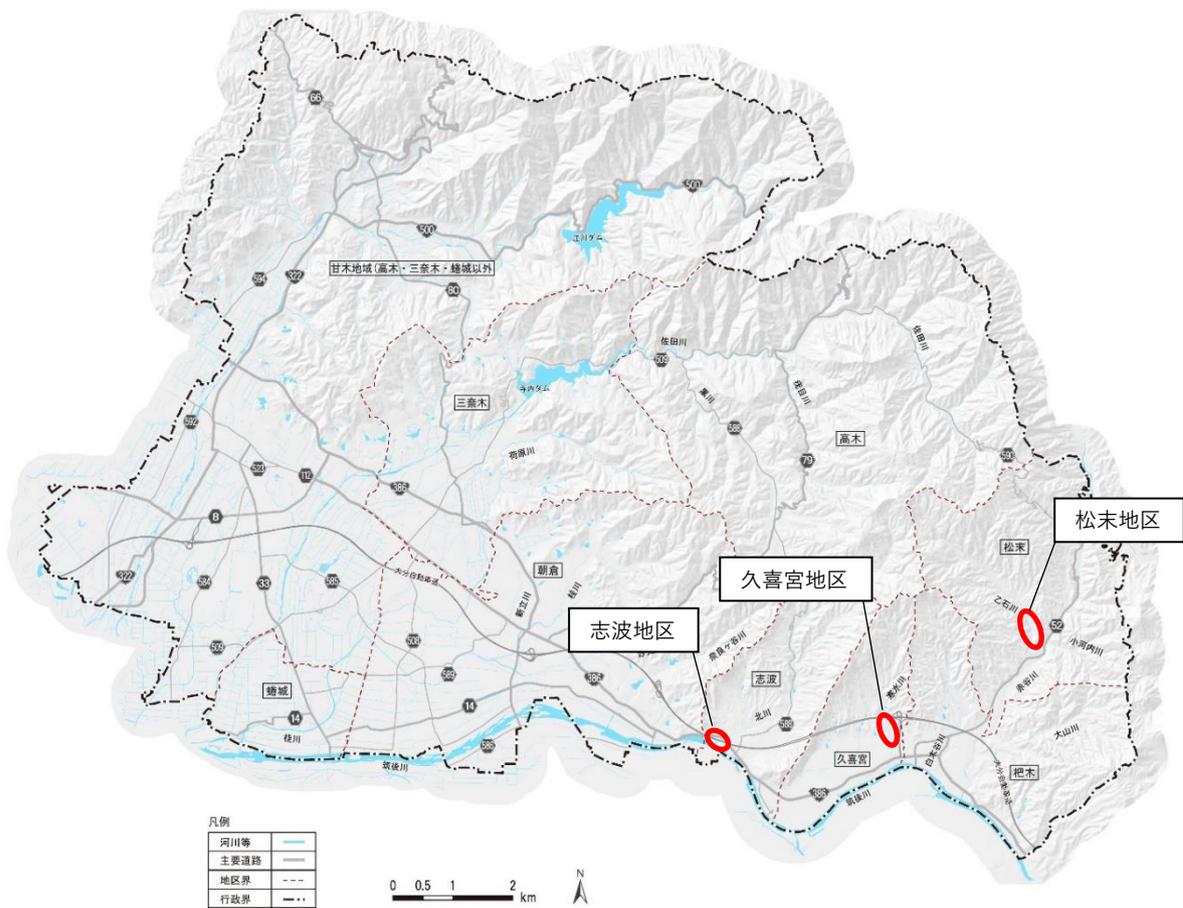
現地調査により、朝倉市の堆積土砂撤去事業の対象地域は、松末地区の赤谷川流域、久喜宮地区の寒水川流域、志波地区の北川流域、朝倉地域の入地・宮野・須川・比良松・来光寺・多々連・菱野・山田区、高木地区の疔目・黒松区、蜷城地区の福光・鶴木・長田区となります。

また、堆積土砂の状況及び被災家屋の状況は以下のとおりとなります。



当事業の候補地の選定にあたり、堆積土砂の状況及び被災家屋の状況や堆積土砂撤去事業の対象地域の中から、対象家屋が5戸以上であること、宅地所有者からの嵩上げ申請の有無等の条件を鑑みた結果、松末・久喜宮・志波の3地区を選定しました。

なお、当初、当事業の対象としていた杷木地区においては、河道整備事業を実施することにより当事業における対象宅地が減少したことにより、杷木地区は当事業の対象地域としないことになりました。



宅地嵩上げ予定箇所

(イ) 宅地浸水対策促進事業

① 事業概要

定住促進を図るため、浸水による家屋の被害を防止し、又は軽減する宅地の嵩上げ工事又は浸水防止施設の設置工事（以下「宅地浸水対策促進事業」という。）を行う方に対し、国の補助金を活用して、経費の一部を補助金として交付します。

② 補助対象事業：宅地浸水対策促進事業

- a 宅地嵩上げ工事 住宅用家屋の新築又は増改築時の宅地の地盤嵩上げ工事
- b 浸水防止塀設置工事 住宅用家屋への浸水を防止するために行うブロック塀等の設置工事
- c 浸水防止板設置工事 住宅用家屋への浸水を防止するために行う板の設置工事

③ 補助対象者

対象者は、平成29年7月九州北部豪雨以後の災害により、半壊以上の被害を受けた住宅用家屋がある区に、現に居住していること又は居住しようとする事が明らかな宅地を所有し、令和3年4月以後に宅地浸水対策促進事業に着工する方です。

ただし、市税の滞納がないことや売買又は賃貸を業とする営利を目的として所有している宅地又は建物等を実施する宅地浸水対策促進事業は除くなどの要件があります。

④ 補助額・率

100万円を補助限度とし、工事費用の1/2とします。

例 (1) 工事費300万円⇒補助額100万

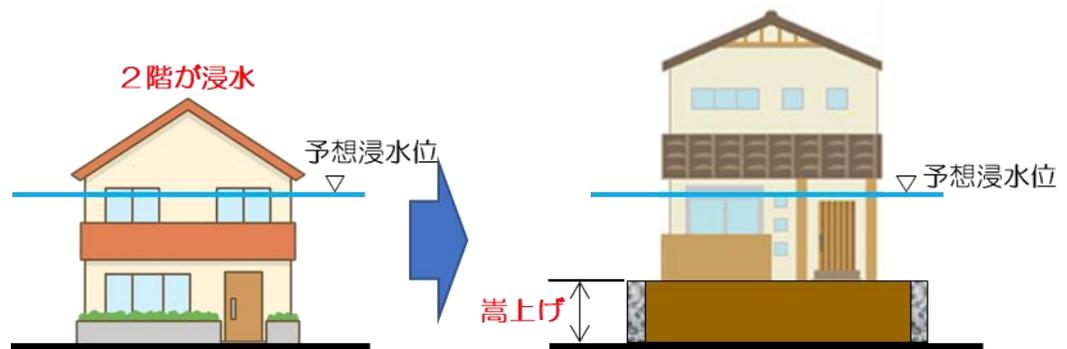
(2) 工事費90万円⇒補助額45万 100円未満は切捨て

※申請は1回限りとします。

(同一敷地に複数ある場合も申請は1回限りとします。)

⑤ 補助対象の条件

- a 宅地嵩上げ工事 住宅用家屋の新築又は増改築時の宅地の地盤嵩上げ工事



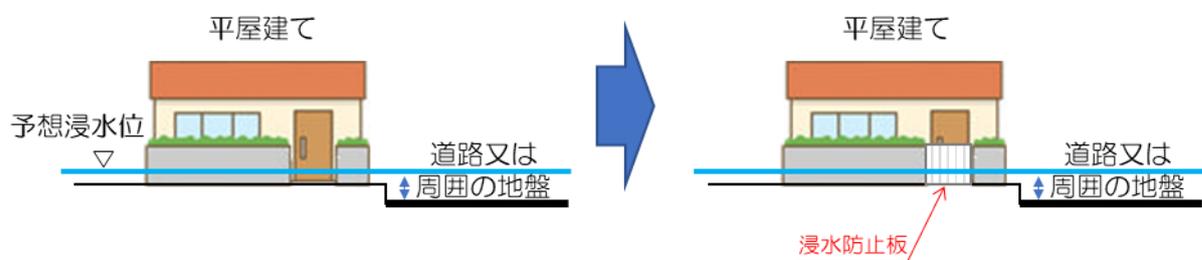
宅地嵩上げのイメージ図

- b 浸水防止塀設置工事 住宅用家屋への浸水を防止するために行うブロック塀等の設置工事



浸水防止塀の施設イメージ図

- c 浸水防止板設置工事 住宅用家屋への浸水を防止するために行う板の設置工事



浸水防止板の施設イメージ図

2. 安心して暮らせる住環境の整備（基本理念① - ②自主再建支援）

(ア) 被災者生活再建支援金

平成29年7月九州北部豪雨で、住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金が支給されます。

被災者生活再建支援金 基礎支援金・加算支援金ともに申請期限が令和3年8月4日まで延長になりました。

① 支援内容

住宅が全壊、大規模半壊した世帯、住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯に対し、被害程度に応じた基礎支援金及び再建方法に応じた加算支援金を支給。

基礎支援金（※全壊・解体100万円、長期避難100万円、大規模半壊50万円）

加算支援金（※建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）

※単身世帯は上記金額の3/4

② 支給件数

【基礎支援金】

(単位：件)

年月	全壊	大規模半壊	解体	長期避難	計
令和2年1月末	235	47	128	31	441
令和3年2月末	235	47	139	31	452

【加算支援金】

(単位：件)

年月	建設・購入	補修	賃借	計
令和2年1月末	174	44	65	283
令和3年2月末	202	48	56	306

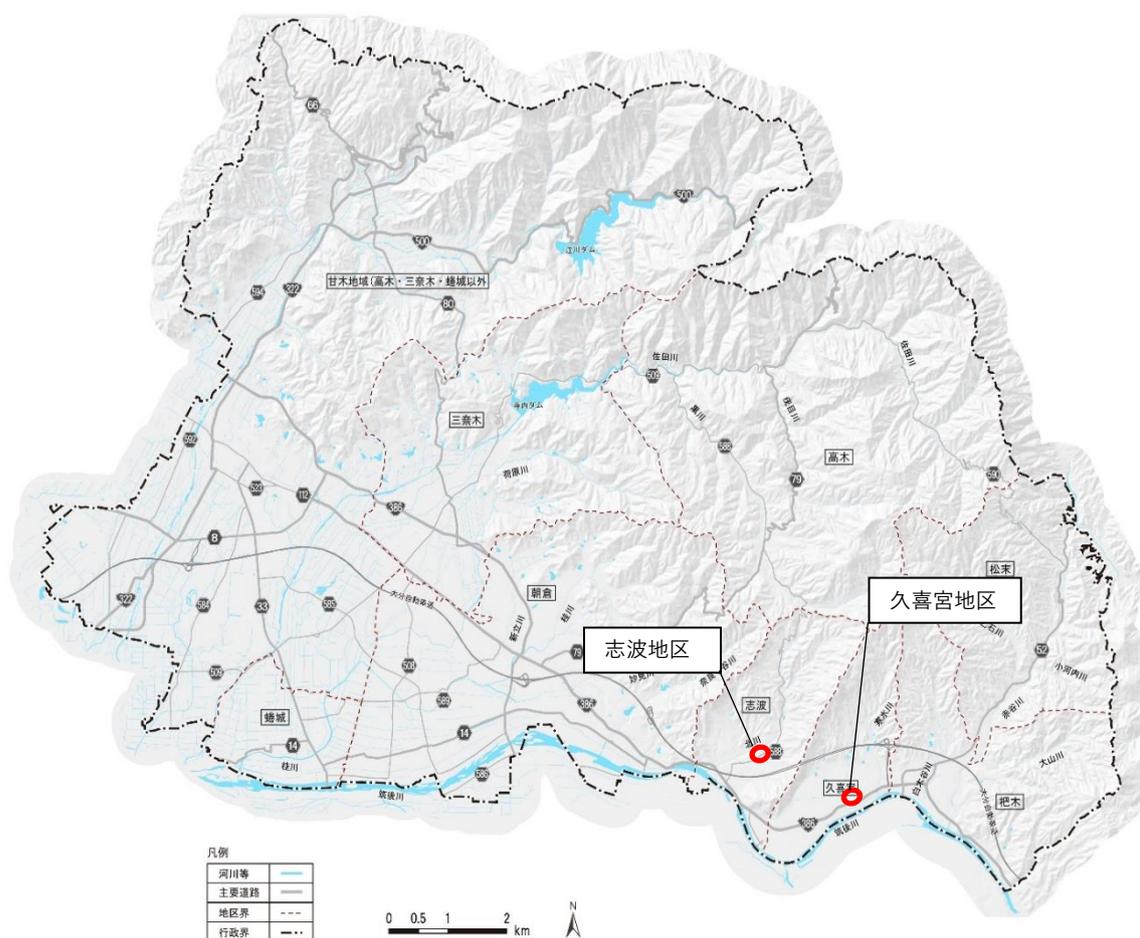
3. 安心して暮らせる住環境の整備（基本理念① - ③安全な住居地の確保と地域の再生方策の検討、⑥小学校跡地活用）

(ア)すまいの再建促進宅地分譲事業（P82、P93 参照）

朝倉市では、市有地を宅地として分譲し、豪雨災害で住家が被災した市民に提供することで、地域コミュニティの維持及び市外への人口流出の抑制を図ります。

① 対象地域

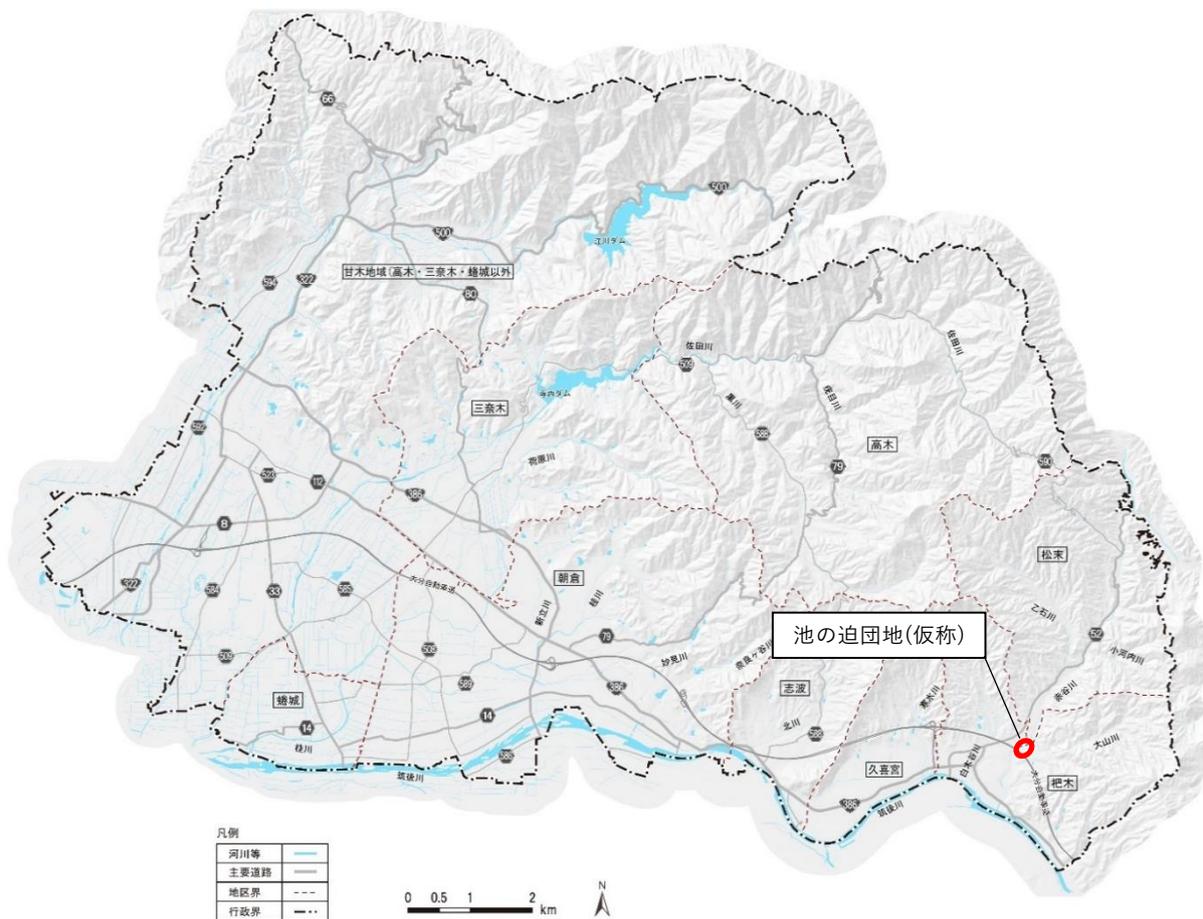
久喜宮地区（久喜宮小学校跡地 10 区画）、志波地区（富有ヶ丘団地 2 区画）を整備・分譲しました。現在、志波小学校跡地を検討中です。



住宅分譲エリア

(イ) 松末地区移住定住施策（池の迫団地（仮称））（P60 参照）

朝倉市では、松末地域に移住定住を希望する世帯に対して、定住促進住宅を提供します。



定住促進住宅箇所

(ウ)災害公営住宅の整備 (P71 参照)

朝倉市では、平成 29 年 7 月九州北部豪雨により住宅を失った方の住まいを確保するため、福岡県と協定を締結し、災害公営住宅を整備しました。

災害発災から 3 年経つ令和 2 年 7 月以降は、災害に関わらず一般の方も入居可能となっています。

令和 3 年 1 月末現在

団地名	建設場所	構造・階数	戸数	入居世帯数	入居人数	60 歳以上のみの世帯
杷木	杷木林田	RC 造 3 階建	50 戸	37(34)世帯	62(55)人	28 世帯
柿添	頓田	RC 造 3 階建	30 戸	29(27)世帯	54(51)人	20 世帯

※ () 内は被災により入居している世帯

(エ)砂防・治山ダム下流域の水路整備 (P110 参照)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨等で被災を受けた被災地域の防災・減災のために整備が行われる砂防、治山等施設は、国土交通省、九州森林管理局、福岡県で整備が実施されています。

繋ぎ込み水路の未整備区間のうち整備が必要な区間について、朝倉市が水路を整備することで、砂防、治山等施設の整備効果を十分に発揮させることを目的としています。

4. 安心して暮らせる住環境の整備（基本理念① - ④暮らしに関する総合的な支援）

(ア) 地域支え合いセンター

平成 29 年 7 月九州北部豪雨における被災者の支援機関として、平成 30 年 2 月に朝倉市地域支え合いセンターを設置・開設しました。

朝倉市地域支え合いセンターは、被災した方々が、安心した日常生活を取り戻し、自立した生活ができるよう、相談・声かけなどの見守りや地域交流への参加の促進、公的支援（行政や福祉サービスなどの専門機関による支援）へのつなぎを行うものです。

被災者の方は、仮設住宅等の仮住まいを経て復旧事業が進むとともに、少しずつ生活が落ち着かれています。

下表は、居住形態別の見守り対象世帯数の水位を表したもので、地域支え合いセンターは開設後、1,069 世帯を対象に支援してきました。

表の横軸が、建設型仮設住宅など住まいの種類別です。縦軸が平成 30 年 6 月から令和 3 年 2 月末までの推移です。令和 3 年 2 月末時点で、合計 95 世帯を見守りしており、それ以外の世帯は災害後の生活が落ち着かれ見守り支援を終えた世帯です。

今後とも、被災者の方が少しでも早く心穏やかな生活ができるよう、福祉の専門部署等と協力連携しながら相談体制を継続していきます。

居住形態別見守り対象世帯数の推移

年月	建設型 仮設 住宅	借上型 仮設 住宅	公営 住宅	自力 みなし 住宅 ※1	在宅	災害 公営 住宅	再建 準備 住宅 ※2	計
平成 30 年 6 月末	85	267	32	39	646	—	—	1,069
令和元年 6 月末	83	208	25	30	266	—	—	612
令和 2 年 1 月末	—	1	—	19	161	63	73	317
令和 3 年 2 月末	—	—	—	6	36	23	30	95

※1 自力みなし住宅・・・仮設住宅等に入居せず、親類宅等に仮住宅として入居している住宅等をいう。

※2 再建準備住宅・・・仮設供与期限終了後、仮住宅として入居している民間賃貸住宅等をいう。

5. コミュニティの維持・再生（基本理念① - ⑤コミュニティの維持・再生）

(ア) 被災者交流活動支援事業補助金

被災者の地域コミュニティの形成や再生または活性化を図るため、被災者の交流活動を促進する事業を実施する団体に対し、被災者交流活動支援事業補助金が交付されます。

① 対象

市内の行政区、市内のコミュニティ組織、市内の自主防災組織、NPO 法人など

② 対象経費

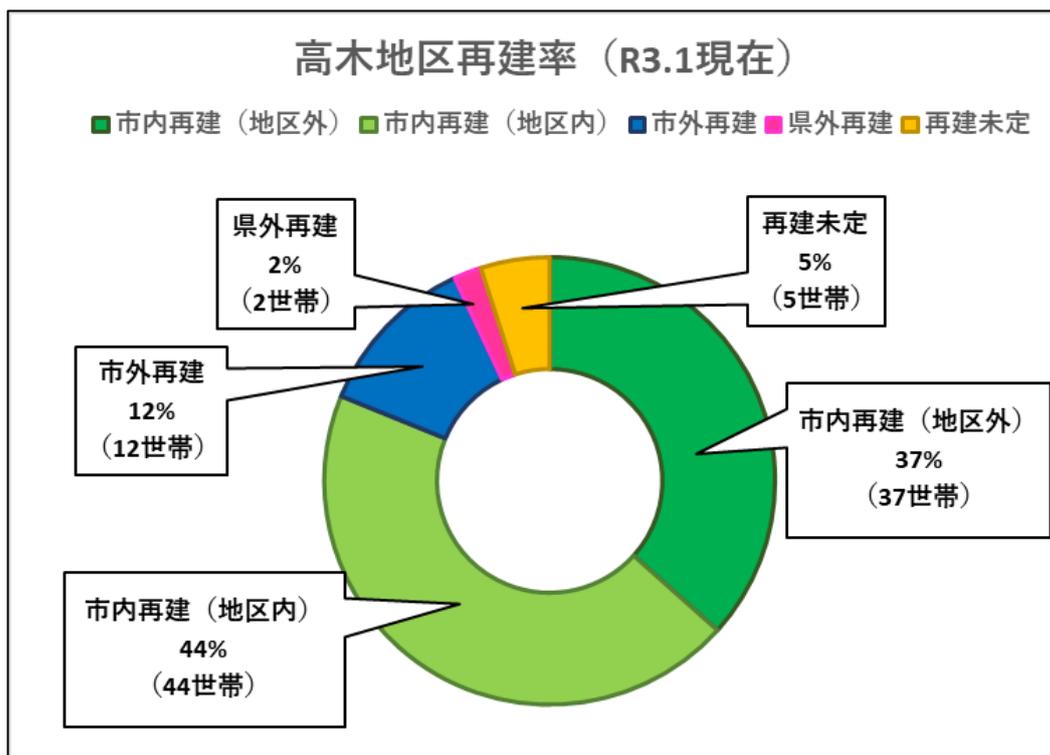
事業に直接必要な経費（補助対象経費限度額は 50 万円）

③ 交付額

対象経費の 2/3 以内の額

(イ) コミュニティの維持（高木地区）

高木地区では、災害により人口が過疎化を加速させ、著しく減少したため、コミュニティを維持するための方策を検討します。



6. コミュニティの維持・再生（基本理念① - ⑦地域資源等の保全・再生）

地域資源等の保全・再生として、令和2年度 福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業に選出された松末地区の「乙石川での小水力発電導入可能性調査事業」及び杷木地区の「旧赤谷川の利活用の検討」を行っています。

(ア) 小水力発電調査（P64 参照）

① 乙石川における小水力発電可能性調査の実施

平成29年7月九州北部豪雨により松末地区は甚大な被害を受け、乙石川の濁流は避難所であった旧松末小学校にも被害を与えました。

災害から3年、復旧から復興へ、旧松末小学校を拠点とし、これまでより更に夢を持てる地域づくりを目指す取り組みの一つとして、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入のための調査を行っています。乙石川から取水して旧松末小学校で発電・消費しつつ災害時には非常電源として利用する等の地域活用を検討していきます。

a. 背景

朝倉市では、平成24年度に本事業費を用いて朝倉市全体の河川の小水力発電可能性調査を行いました。その結果、市民主体による「朝倉市に小水力発電を進める会」が結成され、白木谷川などで活発な活動が行われてきた中で、乙石川での小水力発電の検討もなされていましたが、平成29年7月九州北部豪雨により松末地区は甚大な被害を受け、乙石川の水は避難所であった旧松末小学校に被害を与えていました。災害から3年がたち、地域の人々は復旧から復興へ、さらに夢を持てる地域づくりへと向かう勇気を抱くようになりました。

旧松末小学校は地域活動の拠点となり、その隣を流れる乙石川では同等の豪雨でも災害を起こさないような河川改修計画が立てられています。

乙石川から取水して旧松末小学校で発電し、地域消費がされつつ災害時には自立電源として地域の電源の一助となることが可能な小水力発電と電力利用方法や運営主体についての可能性調査を行うこととなりました。

b. 調査の目的・位置づけ

復興計画において「地域資源を活用した新たな産業の育成」を目指しています。この実現の第一歩として乙石川から取水して旧松末小学校で発電することについて検討します。復興後の地域づくりの一環であるため、松末コミュニティ全員の理解と賛同が得られるように学習会やワークショップ、先進地視察などに住民の参加を促し、地域に「夢」を与えるプロジェクトとして本調査を位置づけたいと思っています。

(イ) 赤谷川旧河川敷の利活用の検討 (P74 参照)

杷木地区の赤谷川は平成 29 年 7 月九州北部豪雨被害を受けて、河川路の変更が決定しました。

そこで、赤谷川旧河川敷の利活用を東林田地区ワークショップにて協議しました。

協議の結果、旧河川敷の利用について以下の通り合意されました。なお、整備は赤谷川の河川整備の進捗状況を見ながら実施する予定です。



旧河川敷下流部



旧河川敷中流部



旧河川敷上流部



東林田「旧河川敷跡地の利活用検討 WS」の様子

7. 地域防災力の向上（基本理念② - ①地域防災力の向上）

（ア）防災拠点施設、防災広場

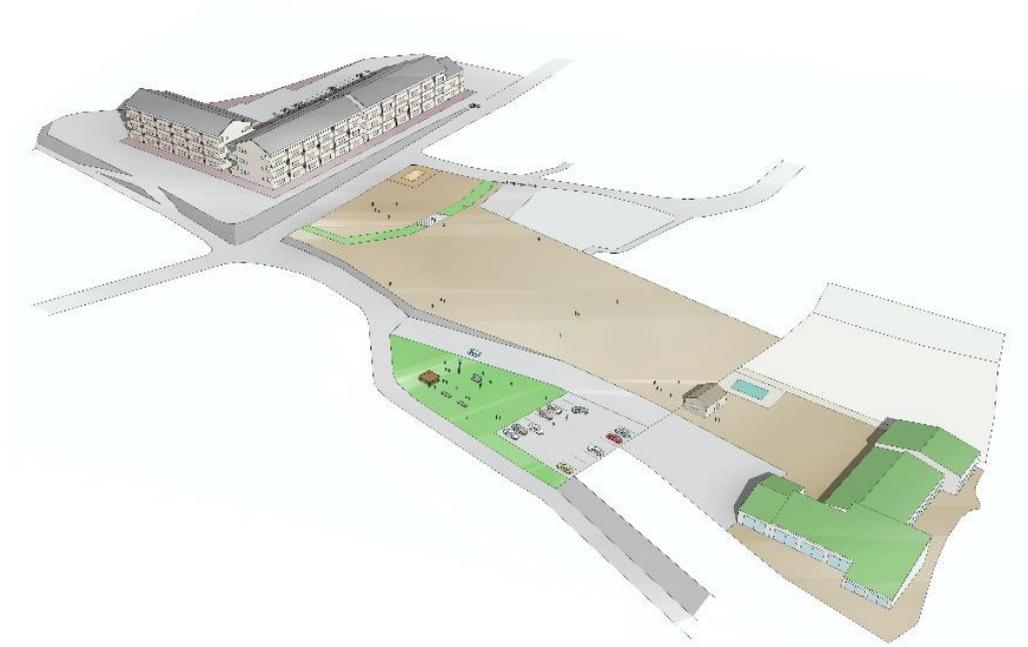
地域の防災力の向上が必要な杷木、久喜宮、志波の3地区を対象とし、小学校跡地を活用し、防災拠点施設や防災広場の検討を行います。

また、松末小学校跡地は、県道改良の影響等を鑑み、令和3年度からあらためて検討に入ります。

三奈木コミュニティセンターについても、県道改良に伴うコミュニティセンター改築にあわせた防災広場の検討を行います。

① 杷木小学校跡地（P72 参照）

災害時における受援体制の整備として、救助活動及び支援団体等の車両を含めた拠点として利用が可能となるよう整備をし、地域防災力の向上を図ります。



杷木小学校跡地活用イメージ

② 久喜宮小学校跡地（P83 参照）

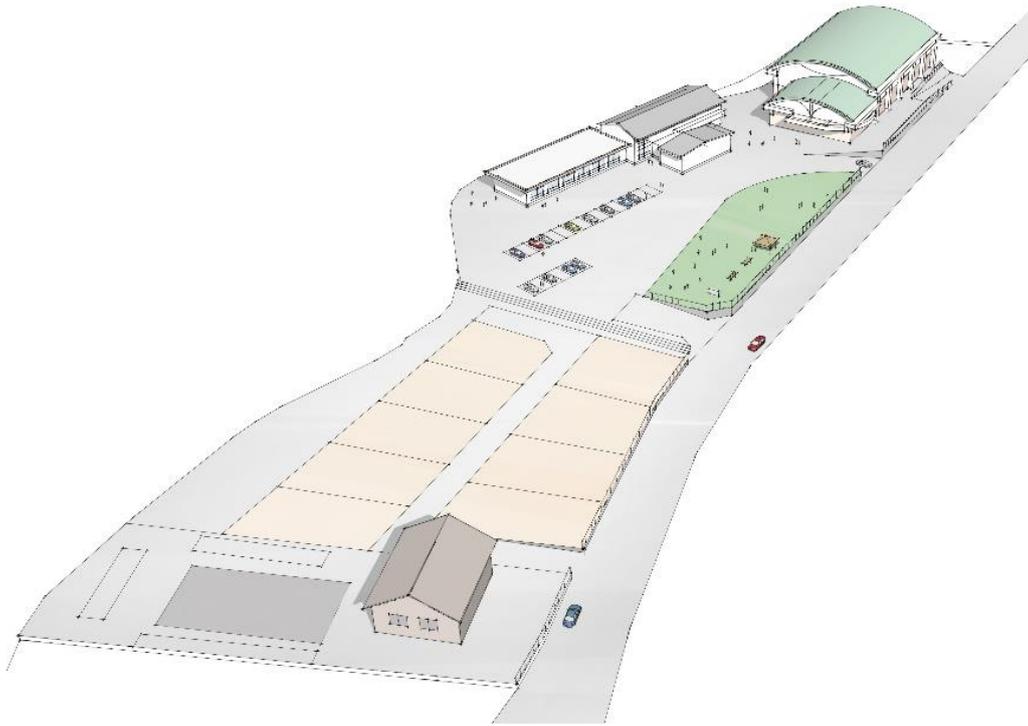
地区の防災拠点となる施設を整備し、地域コミュニティレベルでの地域防災力の向上を図ります。



久喜宮小学校跡地活用イメージ

③ 志波小学校跡地（P94 参照）

地区の防災拠点となる施設および防災広場を整備し、地域コミュニティレベルでの地域防災力の向上を図ります。



志波小学校跡地活用イメージ

④ 防災広場の用途

防災広場は、災害時に必要となる避難や救援等、諸活動のための広場（スペース）であり、その用途（目的）は、発災直後から時間の経過に伴ってその利用形態やニーズが異なります。ここでは対象防災広場での考えられる用途を以下に示します。

- ・避難の入口・動線：避難場所等への安全な避難動線。
- ・避難スペース：市街地の大火災時に周辺からの延焼や輻射熱から安全に避難できる一時的避難地または広域避難地として利用できるスペース、洪水からの緊急避難スペース、一時的な退避スペースや帰宅支援のためのスペース。
- ・消防・救援、医療・救護等活動支援スペース：消防隊や自衛隊、地域住民、ボランティア等による消防・救援、医療・救護等の活動を支援するためのスペース。
- ・諸活動の入口・動線：消防・救援活動、一時的な避難生活支援活動等に必要な車両などの入口や動線。
- ・一時的避難生活スペース：緊急避難時やその後の一時的避難生活時におけるテント等の滞在スペース、及び仮設住宅の設置スペース。
- ・復旧活動支援スペース：行政や自衛隊、ボランティア団体等による復旧の活動を支援するためのスペース。
- ・物質等の輸送・集配支援スペース：救援物資や諸活動にかかわる人員等の輸送、物質の集配を支援するためのスペース。

災害時に必要となるスペースの用途と想定される使用期間

用途	段階	直後	緊急	応急	復旧・復興
		被災	概ね3時間	概ね3日	
延焼遅延・防止機能		—————			
避難の入口・動線		··	—————	·····	
避難スペース		··	—————	·····	
消防・救援、医療・救護活動支援スペース		··	—————	·····	
諸活動の入口・動線		··	—————	·····	·····
一時的避難生活スペース			·····	—————	·····
復旧活動支援スペース				·····	—————
物資等の輸送・集配支援スペース		··	—————	·····	·····

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン P121,P122

8. 地域防災力の向上（基本理念② - ②防災意識の維持・向上）

（ア）伝承広場の整備（P63 参照）

平成29年7月九州北部豪雨災害による甚大な被害を受けた松末地区において、土砂災害の経験と教訓を後世に継承するため、令和元年度には記録誌を作成したところであり、今後は市内外へ発信するため、伝承広場を整備します。

また、整備する施設が防災学習の場にもなるよう、現に機能している砂防施設などを活用しながら、防災の大切さが身近に感じられる箇所に設置することなどを配慮していきます。広場は、新たに建設される砂防堰堤や、川幅の拡幅工事などが進む河川、区画整理型で復旧改良される農地などがそれぞれ見渡せる場所を想定しています。

広場には被害状況などを説明したパネルの展示などを検討しており、災害復興のシンボルであり、防災学習の拠点となるよう、地域や関係機関と連携して検討を進めていきます。



砂防堰堤付近の伝承広場整備イメージ図

9. 産業基盤の早期復旧・産業経済の振興（基本理念③ - ①営農・経営再開支援 ②産業経済の復興）

(ア) 農地改良復旧事業

原形復旧が極めて困難な川沿いの農地を区画整理によって復旧を行うものです。

河川沿い農地については、9 河川・15 地区（19 換地区）の約 209ha において、区画整理型の農地改良復旧を実施しています。

農地改良復旧事業（区画整理）の実施状況 令和3年3月末時点

事業	全体計画	着手済	着手率
農地改良復旧事業	9 河川 15 地区 (19 換地区) 21 工区	10 工区	48%

工事は 21 工区で実施予定であり、このうち妙見川上流域地区、疣目川流域地区、奈良ヶ谷川流域地区（1）、奈良ヶ谷川流域地区（2）、桂川流域宮野・入地の 5 カ所については、工事に着手しています。

また、黒川流域地区（2）、黒川流域地区（3）、桂川流域下須川・下比地区、妙見川流域第三地区、赤谷川流域地区（3）の 5 カ所については、工事発注済みです。

残る 11 工区については、関係権利者をはじめ河川・砂防・道路等の復旧工事と連携・調整を図りながら、協議が整ったところから順次、工事に着手します。

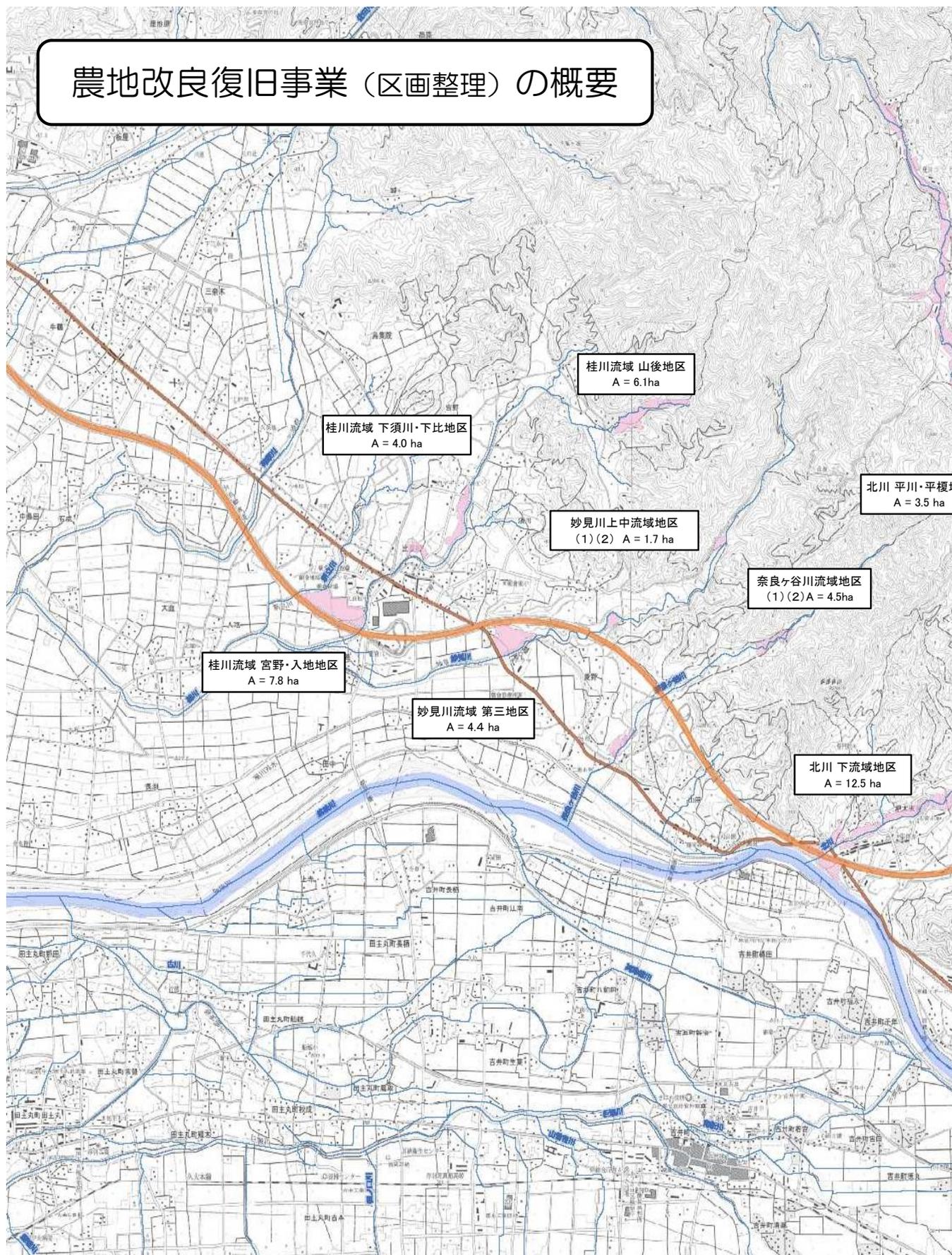
工事の進捗状況 令和3年3月末時点

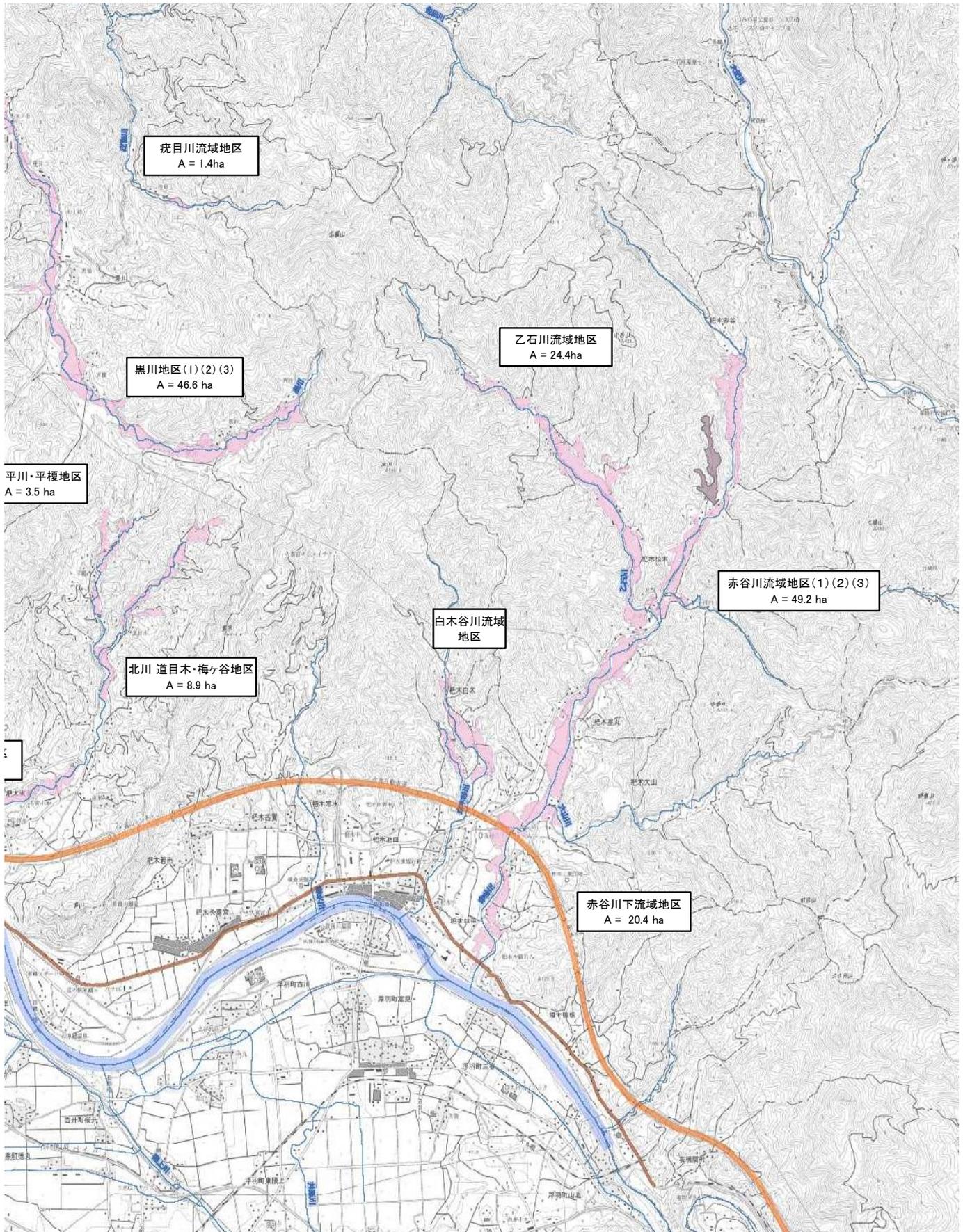
発注状況	工区数	地区名
工事着手済	5 工区	妙見川上中流域地区(1) 疣目川流域地区 奈良ヶ谷川流域地区(1) (2) 桂川流域宮野・入地
工事発注済	5 工区	黒川流域地区 (2) (3) 桂川流域下須川・下比地区 妙見川流域第三地区 赤谷川流域地区 (3)

区画整理型復旧地区

河川	地区
赤谷川	赤谷川流域地区 (1) (2) (3)
	赤谷川下流域地区
乙石川	乙石川流域地区
白木谷川	白木谷川流域地区
北川	北川・平川平復地区
	北川道目木・梅ヶ谷地区
	北川下流地区
黒川	黒川流域地区 (1) (2) (3)
疣目川	疣目川流域地区
奈良ヶ谷川	奈良ヶ谷川流域地区 (1) (2)
妙見川	妙見川上中流域地区 (1) (2)
	妙見川流域第三地区
桂川	桂川流域山後地区
	桂川流域下須川・下比地区
	桂川流域宮野・入地地区

農地改良復旧事業（区画整理）の概要





(イ) 土砂置場完成後の農地の復興

被災農地（果樹）を土砂置場として活用し、盛土完了後の土地利用について活用方法を検討します。

宮野土砂置場は、飲料用ぶどう畑として利用することが合意されており、令和3年度の作付けから実施する予定です。



宮野土砂置場の状況（令和2年11月撮影）

(ウ) 久喜宮地区「JA 筑前あさくら久喜宮ドリームファーム」(P86 参照)

被災農家が早期に営農再開しやすい対策として、「JA 筑前あさくら久喜宮ドリームファーム」を新設されました。

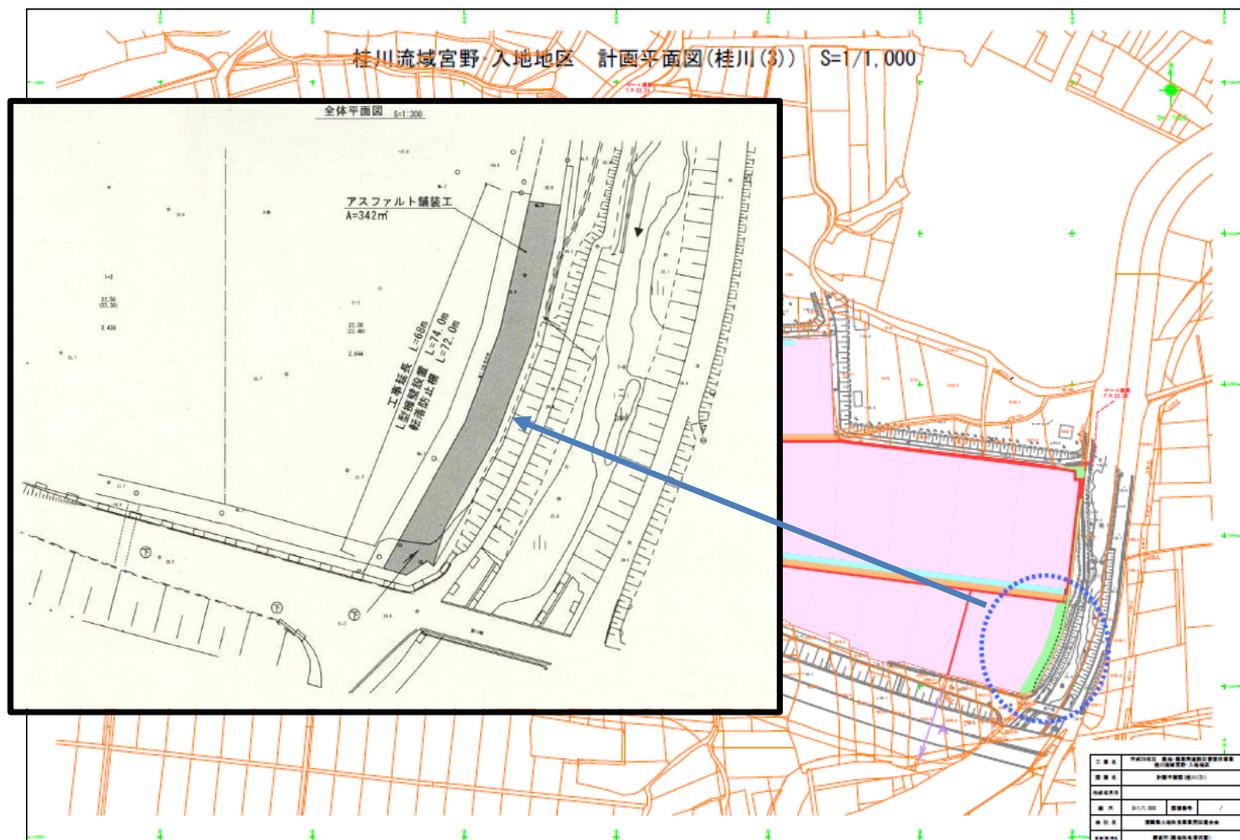
久喜宮ドリームファームをモデルとし、今後の被災地区で展開をはかると共に、営農復興の起爆剤となるよう取り組まれています。

(エ) 朝倉インターチェンジ周辺の利便性向上(駐車場の移設)(P102 参照)

朝倉地区の産業・経済の復興に向け、交通の要所となる朝倉インターチェンジ周辺の利便性向上を図ります。

朝倉地区の産業・経済の復興に向け、交通の要所となる朝倉インターチェンジ周辺の利便性を向上します。令和4年4月より供用開始予定、駐車可能台数を15台から25台に増設し、インターチェンジまでの距離を370mから200mに短縮させます。

また、駐輪場の新設について、令和2年1月より併用開始しました。駐輪可能台数は40台です。



朝倉インターチェンジ付近の駐車場等の位置図

